

おお い  
**大飯地域の緊急時対応  
(全体版)**

平成29年10月25日

内閣府政策統括官(原子力防災担当)

福井エリア地域原子力防災協議会

1 . はじめに	P.2
2 . <sup>おお</sup> <sup>しい</sup> 大飯地域の概要	P.3
3 . 緊急事態における対応体制	P.8
4 . PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
5 . PAZ内の全面緊急事態における対応	P.40
6 . UPZ内における対応	P.51
7 . 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.101
8 . 緊急時「 <sup>ニ</sup> 列ソグ」の実施体制	P.120
9 . 原子力災害時の医療の実施体制	P.131
10 . 国の実動組織の支援体制	P.145

# 1 . はじめに

おお い

・この「大飯地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)大飯発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

## 2 . <sup>おお</sup> <sup>い</sup>大飯地域の概要

- 大飯発電所は、関西電力が福井県大飯郡おおい町に設置している原子力発電所である。
- 大飯発電所は、昭和54年3月から1号機による営業運転を開始。同年12月に2号機、平成3年12月に3号機、平成5年2月に4号機の運転を開始している。

## 関西電力(株)大飯発電所について

(1) 所在地 福井県大飯郡おおい町

(2) 概要

- 1号機：117.5万kW・PWR
- 2号機：117.5万kW・PWR
- 3号機：118.0万kW・PWR
- 4号機：118.0万kW・PWR

(3) 着工 / 運転開始 / 経過年数 (平成29年9月時点)

- 1号機：昭和47年10月 / 昭和54年 3月 / 38年
- 2号機：昭和47年11月 / 昭和54年12月 / 37年
- 3号機：昭和62年 3月 / 平成 3年12月 / 25年
- 4号機：昭和62年 3月 / 平成 5年 2月 / 24年



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)  
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。

## < 概ね5km圏内 >

**PAZ (予防的防護措置を準備する区域) :**  
Precautionary Action Zone

急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町 (福井県おおい町、小浜市)

住民数: 1,003人

## < 概ね5～30km圏内 >

**UPZ (緊急防護措置を準備する区域) :**  
Urgent Protective Action Planning Zone

事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

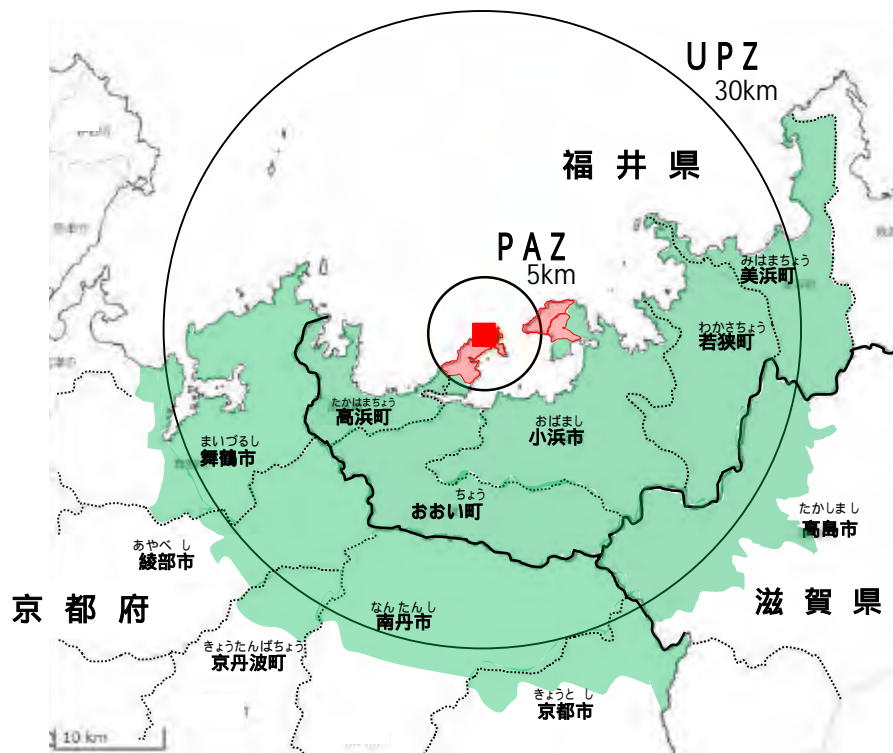
6市5町 (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、

(京都府舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市)

(滋賀県高島市)

住民数: 158,286人

人口: 平成29年4月1日時点



○ PAZ内人口は1,003人、UPZ内人口は158,286人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で159,289人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 <small>おおい ちやう</small>	736人	275世帯	7,552人	2,895世帯	8,288人	3,170世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>	267人	82世帯	29,655人	11,837世帯	29,922人	11,919世帯
	高浜町			10,570人	4,227世帯	10,570人	4,227世帯
	若狭町 <small>わかさ ちやう</small>			15,313人	4,984世帯	15,313人	4,984世帯
	美浜町 <small>みはま ちやう</small>			9,774人	3,695世帯	9,774人	3,695世帯
小計		1,003人	357世帯	72,864人	27,638世帯	73,867人	27,995世帯
京都府	舞鶴市			79,354人	37,868世帯	79,354人	37,868世帯
	綾部市			1,600人	864世帯	1,600人	864世帯
	南丹市 <small>なんたんし</small>			3,352人	1,504世帯	3,352人	1,504世帯
	京丹波町 <small>きやうたんぱ ちやう</small>			278人	120世帯	278人	120世帯
	京都市			301人	150世帯	301人	150世帯
小計		-	-	84,885人	40,506世帯	84,885人	40,506世帯
滋賀県	高島市			537人	290世帯	537人	290世帯
小計		-	-	537人	290世帯	537人	290世帯
合計		1,003人	357世帯	158,286人	68,434世帯	159,289人	68,791世帯

# 昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、<sup>ちよう</sup>おおい町及び<sup>お ばま し</sup>小浜市全体での他市町村からの昼間流入人口は、6,326人/日。
- また、平成26年経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に138事業所、1,994人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

## < 昼間流入・流出入口 >

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出入口(人)	差引増 減(人)
おおい町	2,387	1,734	653
小浜市	3,939	3,432	507
合 計	6,326	5,166	1,160

## < PAZ内の就労者数 >

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)						
おおい町 <sup>1</sup>	大島地区	129	1,960						
小浜市 <sup>2</sup>	<sup>うち とみ</sup> 内外海地区 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><sup>かつ み</sup> 堅海区</td> <td>4</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td><sup>とまり</sup> 泊区</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> </table>	<sup>かつ み</sup> 堅海区	4	21	<sup>とまり</sup> 泊区	5	13	4	21
		<sup>かつ み</sup> 堅海区	4	21					
	<sup>とまり</sup> 泊区	5	13						
小 計	5	13							
	小 計	9	34						
合 計		138	1,994						

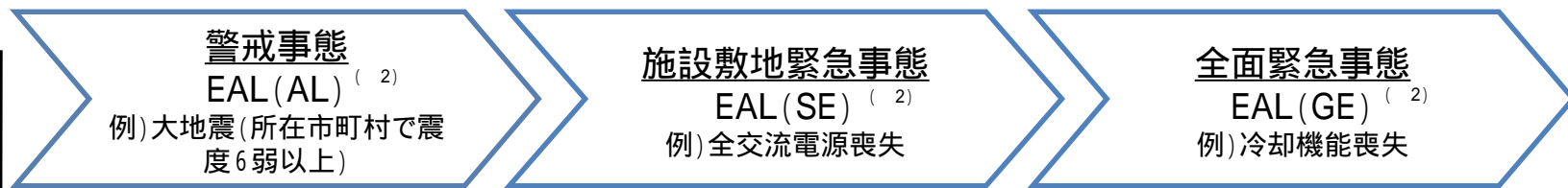
1 おおい町(大島地区)における129事業所のうち、58事業所(1,430人)が関西電力関連企業

2 小浜市(堅海区、泊区)における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民



## 3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内  
~概ね5km

施設敷地緊急事態要避難者(3)の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者(3)の避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨ素剤の服用準備

安定ヨ素剤の服用

UPZ内  
概ね5km ~ 30km  
(4)

屋内退避の準備

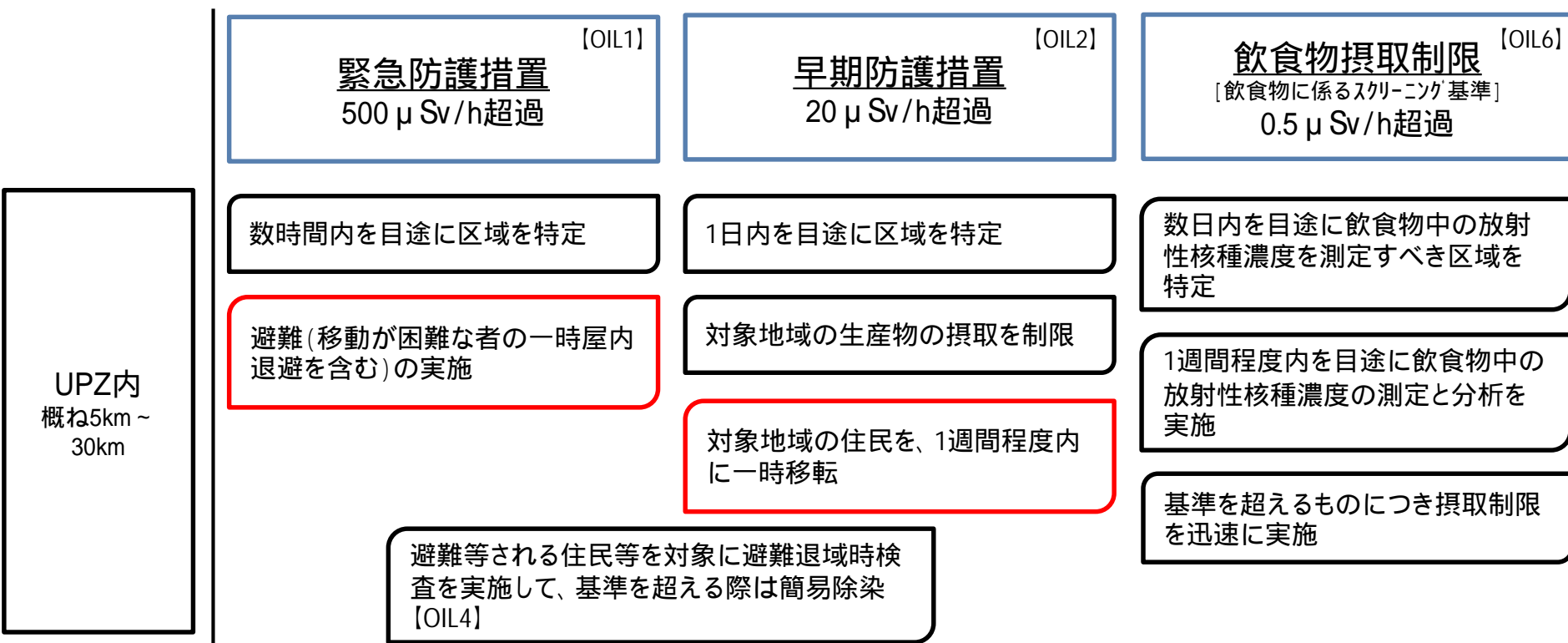
屋内退避

UPZ外  
概ね30km ~  
(5)

- (1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL ( ))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



( ) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル  
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

# 福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)... 県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



# 京都府及び関係市町の対応体制

- 京都府及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。

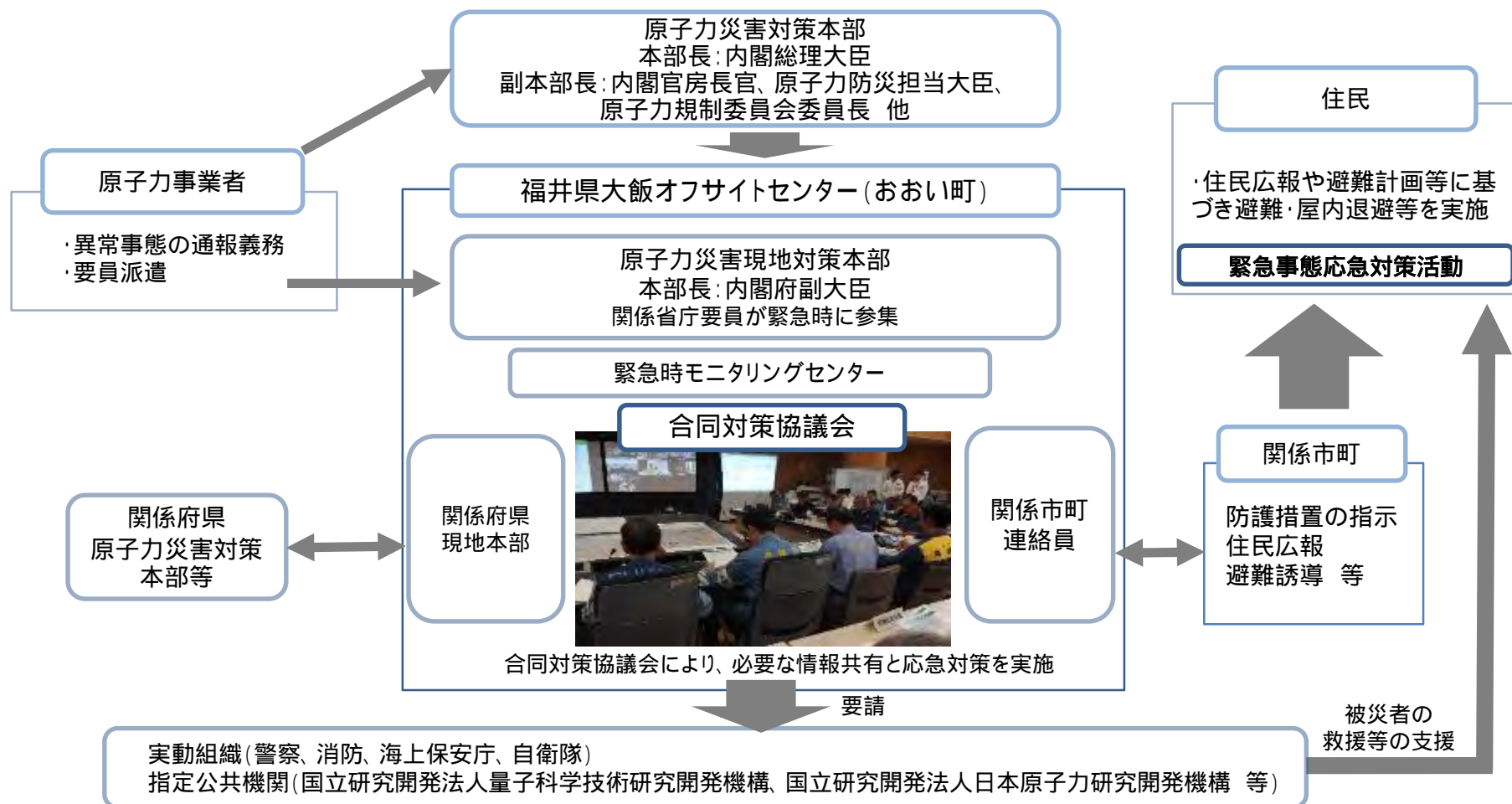


# 滋賀県及び高島市の対応体制

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



- おおい町<sup>ちやう</sup>において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、現地オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、府県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## <具体的な移動及び輸送支援のスキーム>

原子力規制委員会・内閣府  
原子力事故合同対策本部

国の職員  
必要な資機材

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁  
(警察庁、消防庁、国土交通省、  
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイト  
センター等

小松基地～おおい町多目的  
グラウンド  
ヘリ(自衛隊)約30分間



入間基地～小松基地  
輸送機(自衛隊)約1時間



環境省・内閣府～入間  
基地輸送車両の先導  
(警察)約1時間



オフサイトセンターへの派遣(警察、自衛隊による輸送支援の一例)  
環境省・内閣府～入間基地～小松基地～おおい町多目的グラウンド  
～大飯オフサイトセンター





# オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

○ 大飯おおいオフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

## 【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

## 【電源対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置。燃料タンクの増設により7日分の電源を確保。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。

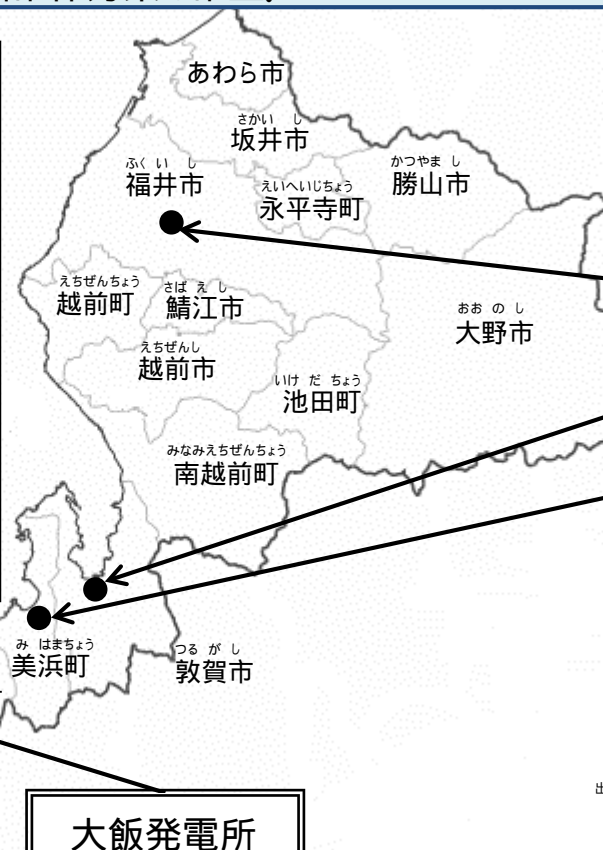
・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



福井県大飯オフサイトセンター  
(おおい町)  
〔無停電電源装置、自家用発電機  
燃料タンクの増設(7日分)〕  
(発電所からの距離約7km)

高浜オフサイトセンター  
(発電所から約10km)

大飯発電所



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

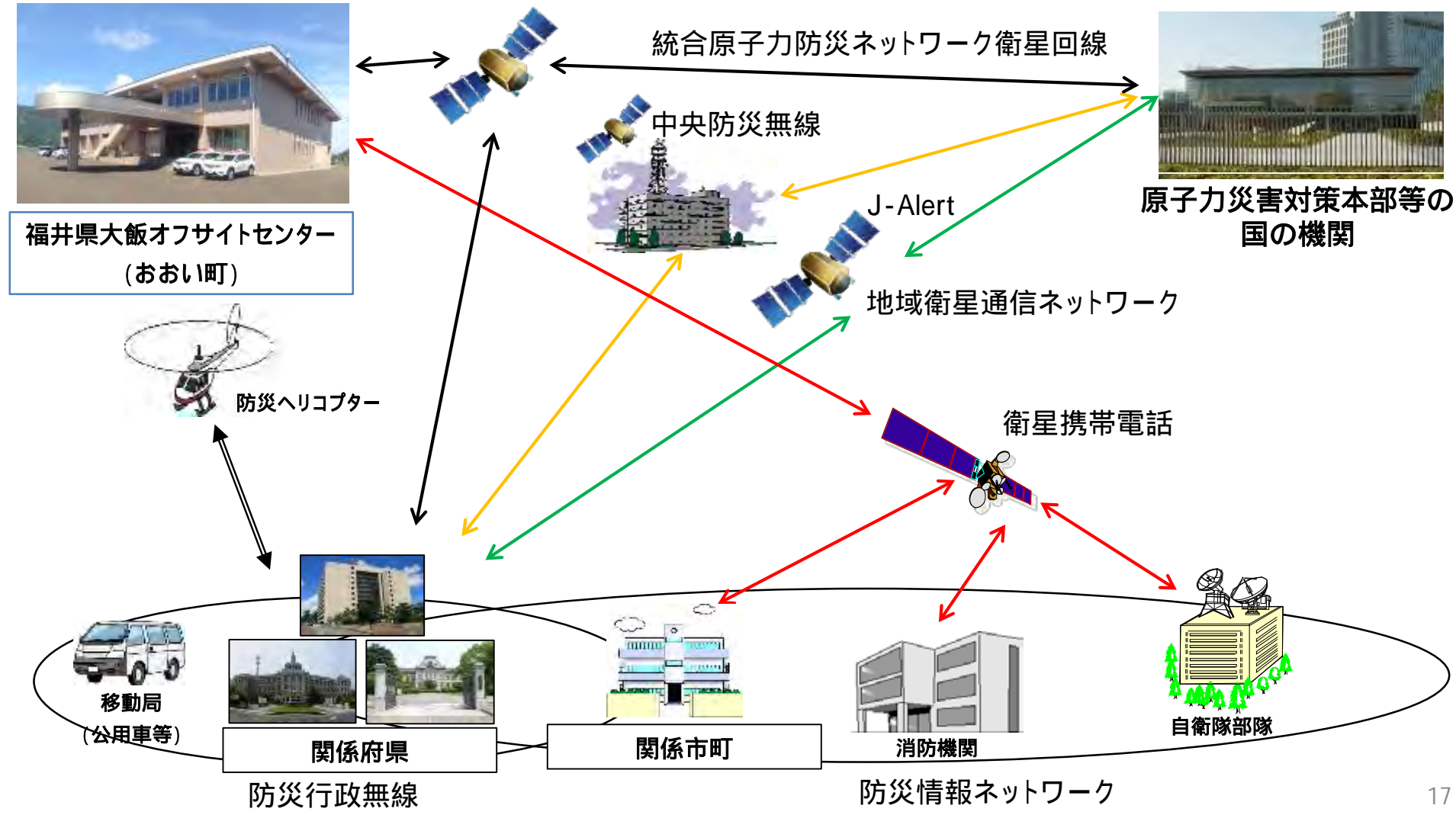
大飯発電所の代替オフサイトセンター

- 福井県生活学習館  
(発電所から約76km) \*1\*2
- 福井県敦賀オフサイトセンター\*3  
(発電所から約35km) \*1
- 福井県美浜オフサイトセンター\*3  
(発電所から約31km) \*1

\*1 距離は、いずれも「直線距離」  
\*2 非常用発電機を整備(3日間稼働)  
\*3 いずれも、大飯オフサイトセンターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)  
「白地図、国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

## < 関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段 >



# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(18頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

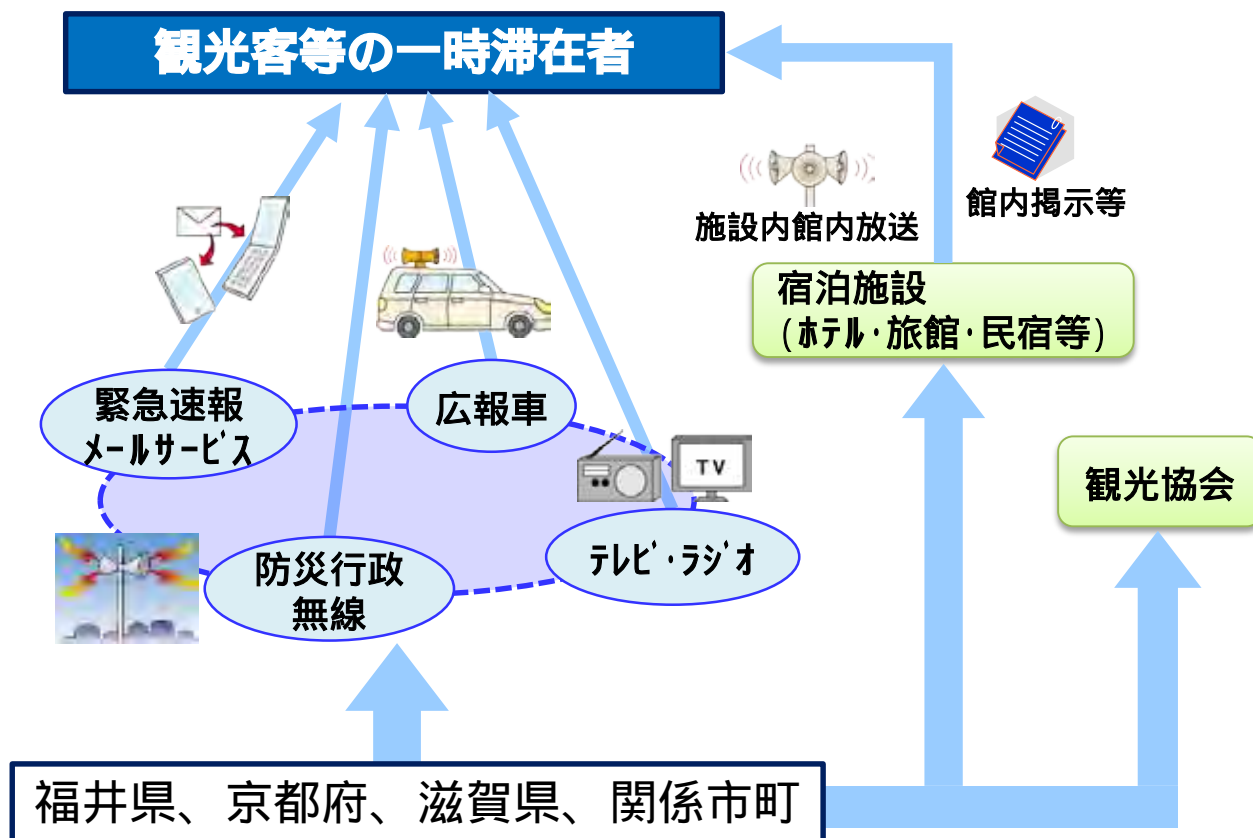
## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

2015/10/21 午前9:03

#### 緊急情報

(市・町)からのお知らせです。先ほどの地震による影響について、大飯発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。府県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。

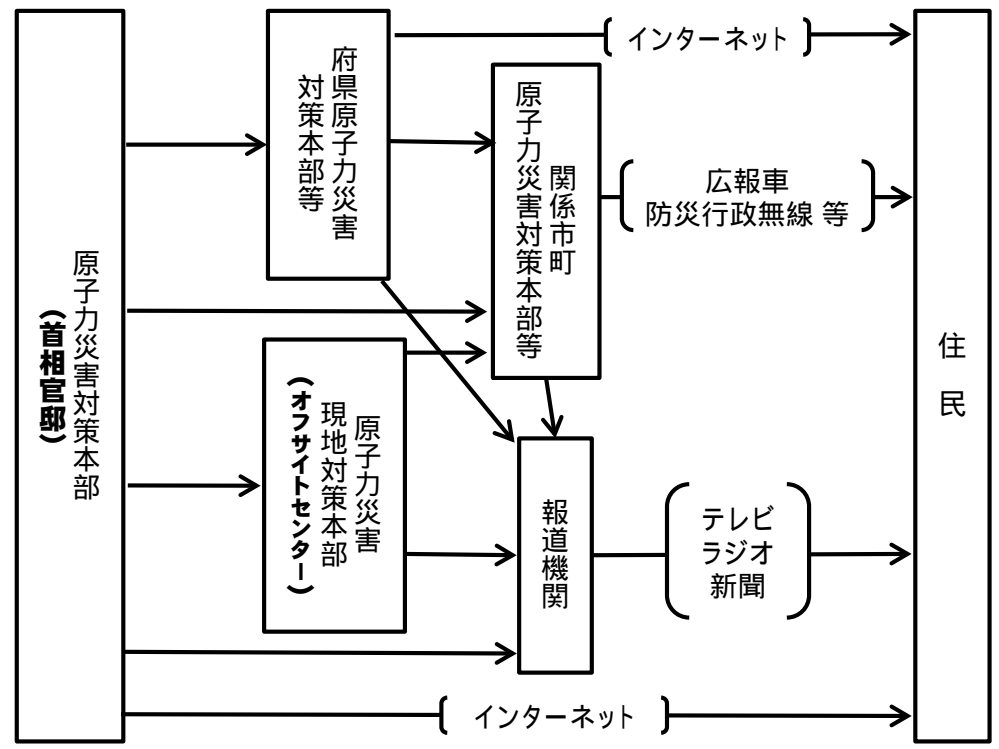


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸 において実施。 内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。
- 現地での記者会見はオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

### 【主な広報事項】

- 事故の発生日時及び概要
- 事故の状況と今後の予測
- 原子力発電所における対応状況
- 行政機関の対応状況
- 住民等がとるべき行動
- 避難対象区域及び屋内退避区域

### 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

# 国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

事故の発生日時及び概要

事故の状況と今後の予測

原子力発電所における対応状況

行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動

避難対象区域及び屋内退避区域

被災企業等への援助・助成措置

被災者からの損害賠償請求(関西電力)

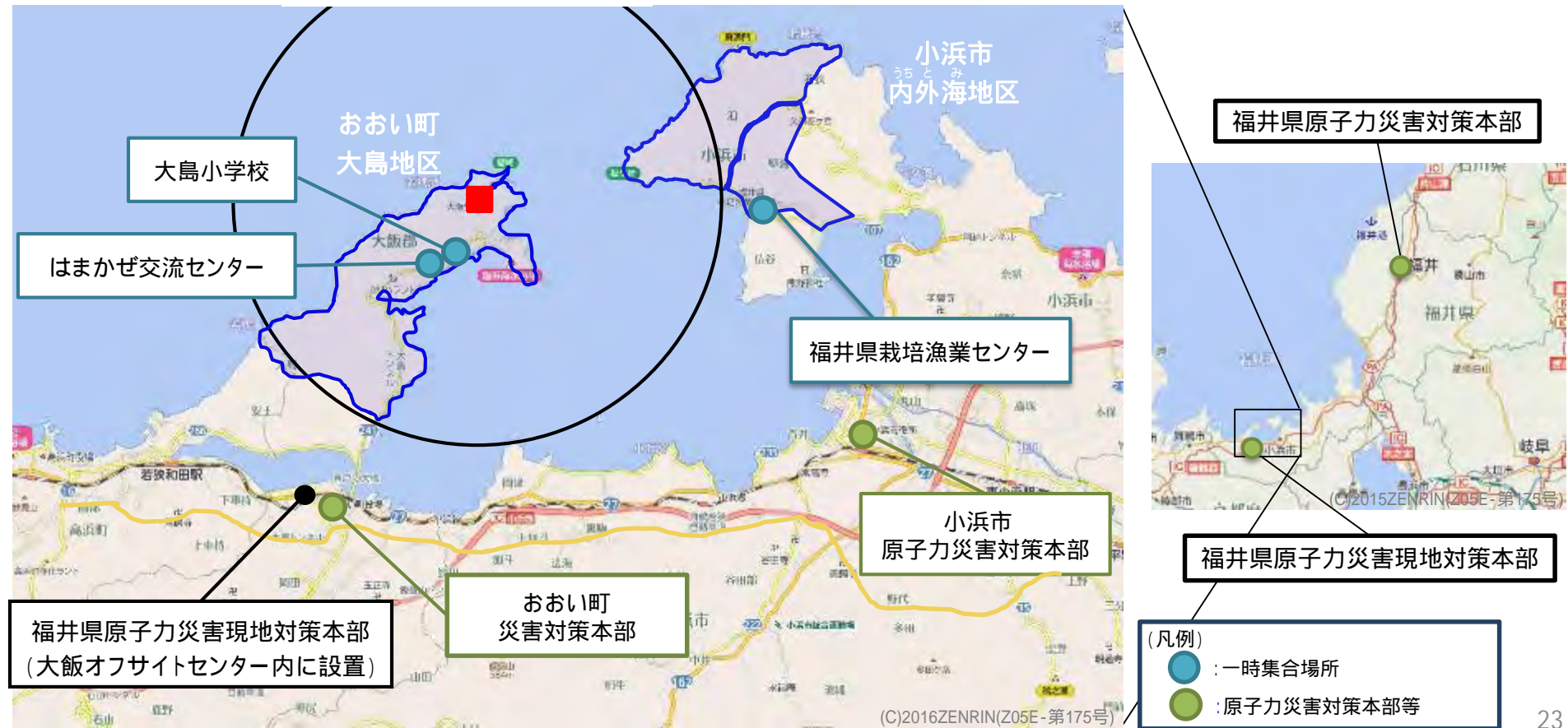
## 4 . PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### < 対応のポイント >

1. PAZ内の小学校、こども園の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

# 福井県、おおい町・小浜市における初動対応

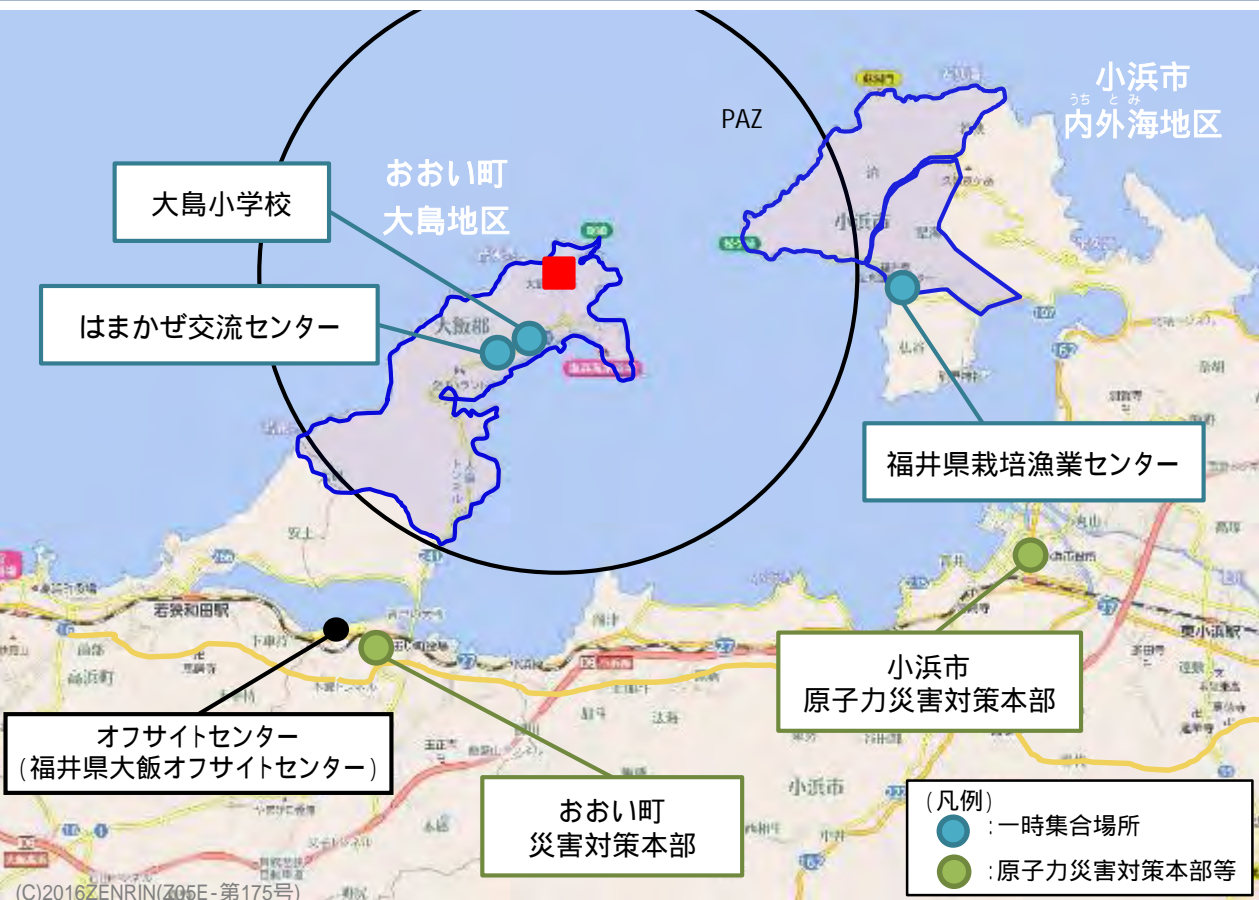
- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、大飯オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- おおい町及び小浜市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、大飯オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、おおい町及び小浜市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を3ヶ所(おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所)開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。





# おおい町及び小浜市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、おおい町及び小浜市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣されたおおい町及び小浜市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小学校、こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



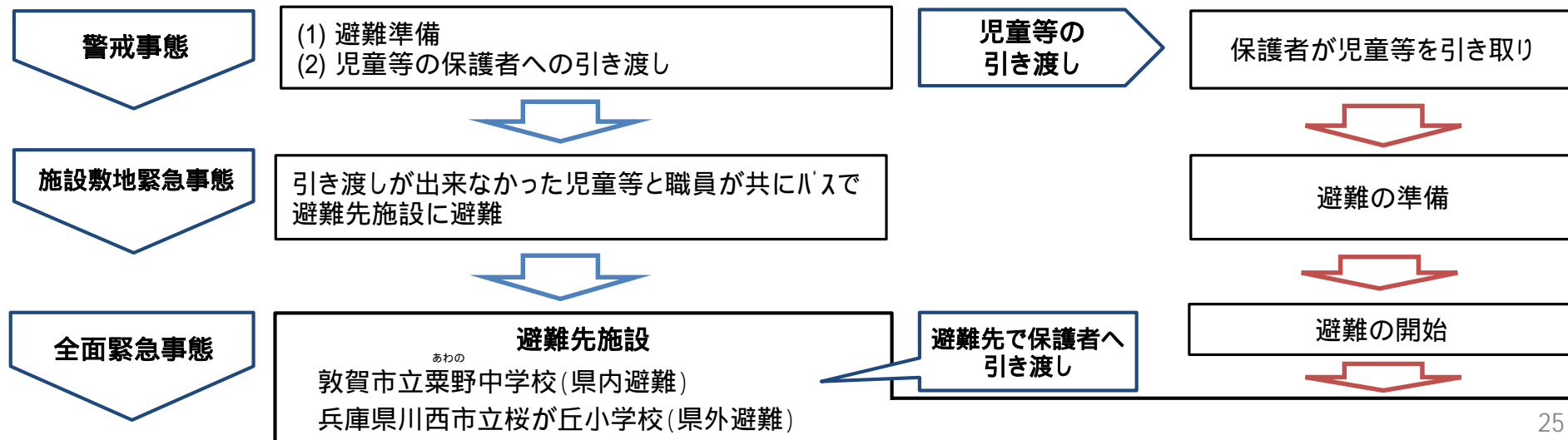
防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達  
戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置  
小学校・こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施

おおい町及び小浜市災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

- PAZ内の大島小学校の児童(44人)及び大島認定こども園の幼児(60人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又はおおい町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・こども園において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
大島小学校	44	14	58
大島認定こども園	60	24	84
<b>合計</b>	<b>104</b>	<b>38</b>	<b>142</b>

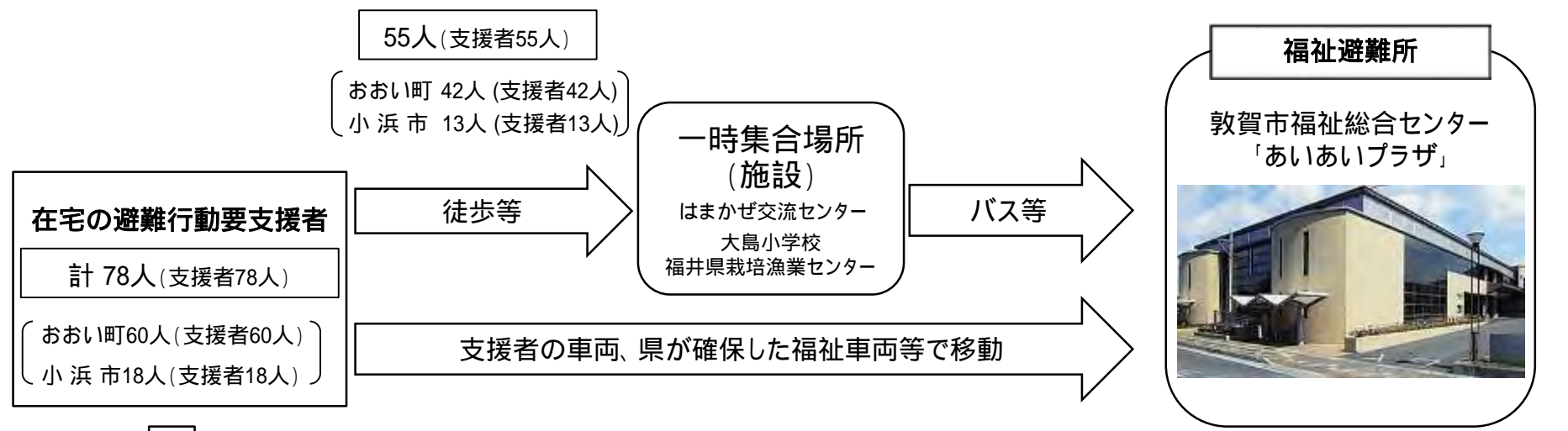
児童等の人数については、平成29年4月1日現在。



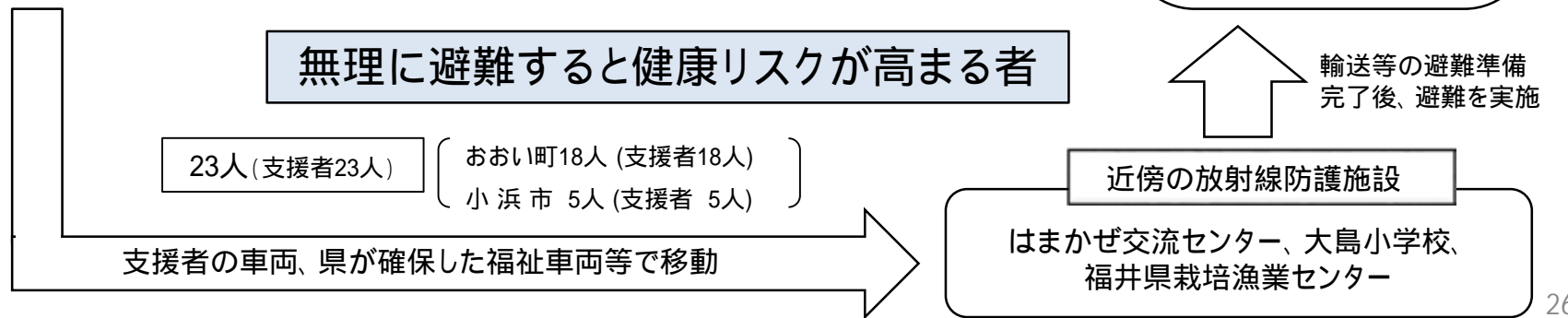
ちよう お ばまし  
おおい町及び小浜市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- おおい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者78人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行することで避難可能な者



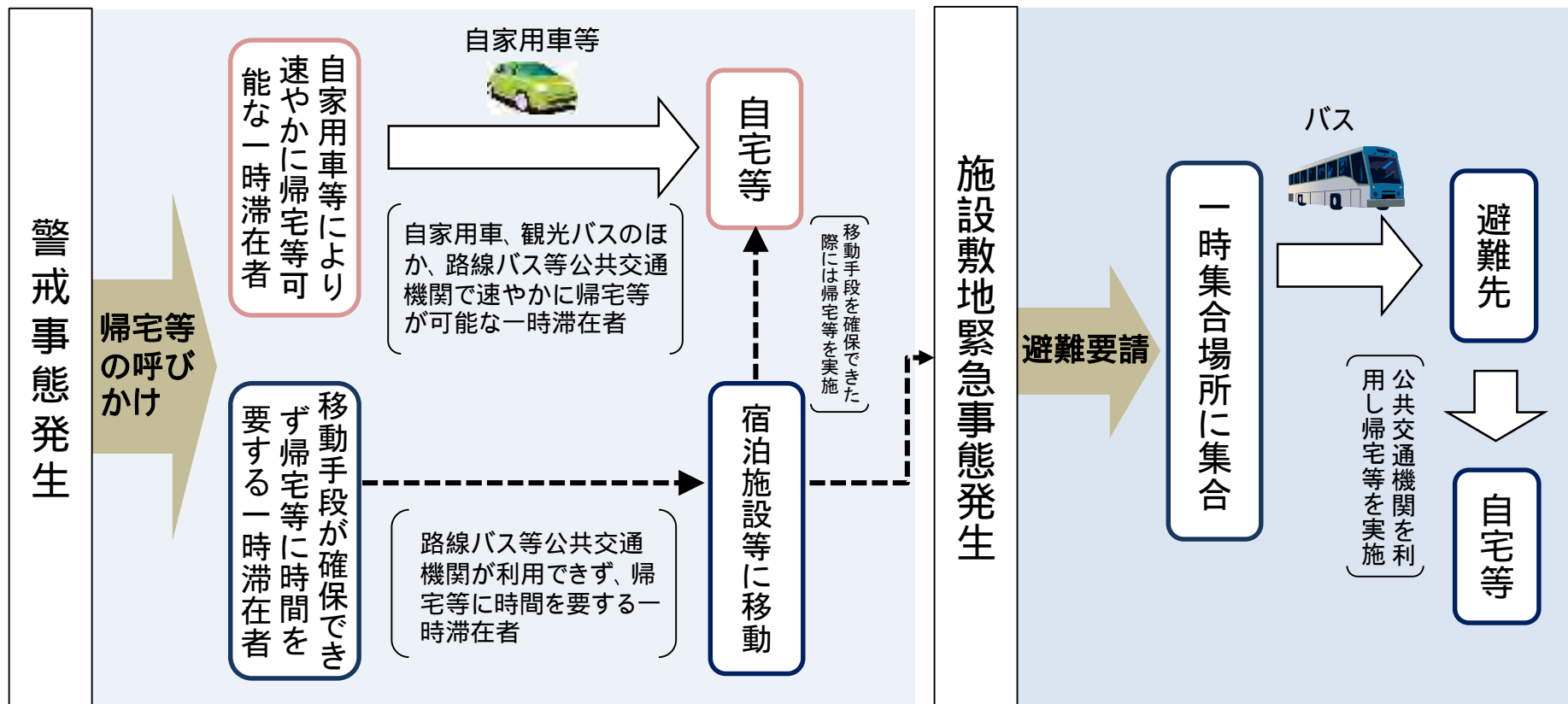
無理に避難すると健康リスクが高まる者



# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

## < 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



○ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,200人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない。

大飯発電所関連企業を除く

## < PAZ内の観光施設の状況 >

地区名		施設	入場見込人数(人)	
おおい町 <small>ちよう</small>	大島地区	赤礁崎オートキャンプ場 <small>あか くり ざき</small>	668	1
		あかぐり苑地	315	
		あかぐり海釣公園	212	2
			計 1,195人	
小浜市 <small>お ば ま し</small>	内外海地区(泊、堅海) <small>うち と み と ま り か つ み</small>			3
			0人	

[合計] 約1,200人 4

- 1 入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定
- 2 おおい町商工観光振興課調べ
- 3 小浜市商工観光課調べ
- 4 入場者の9割以上が自家用車を利用

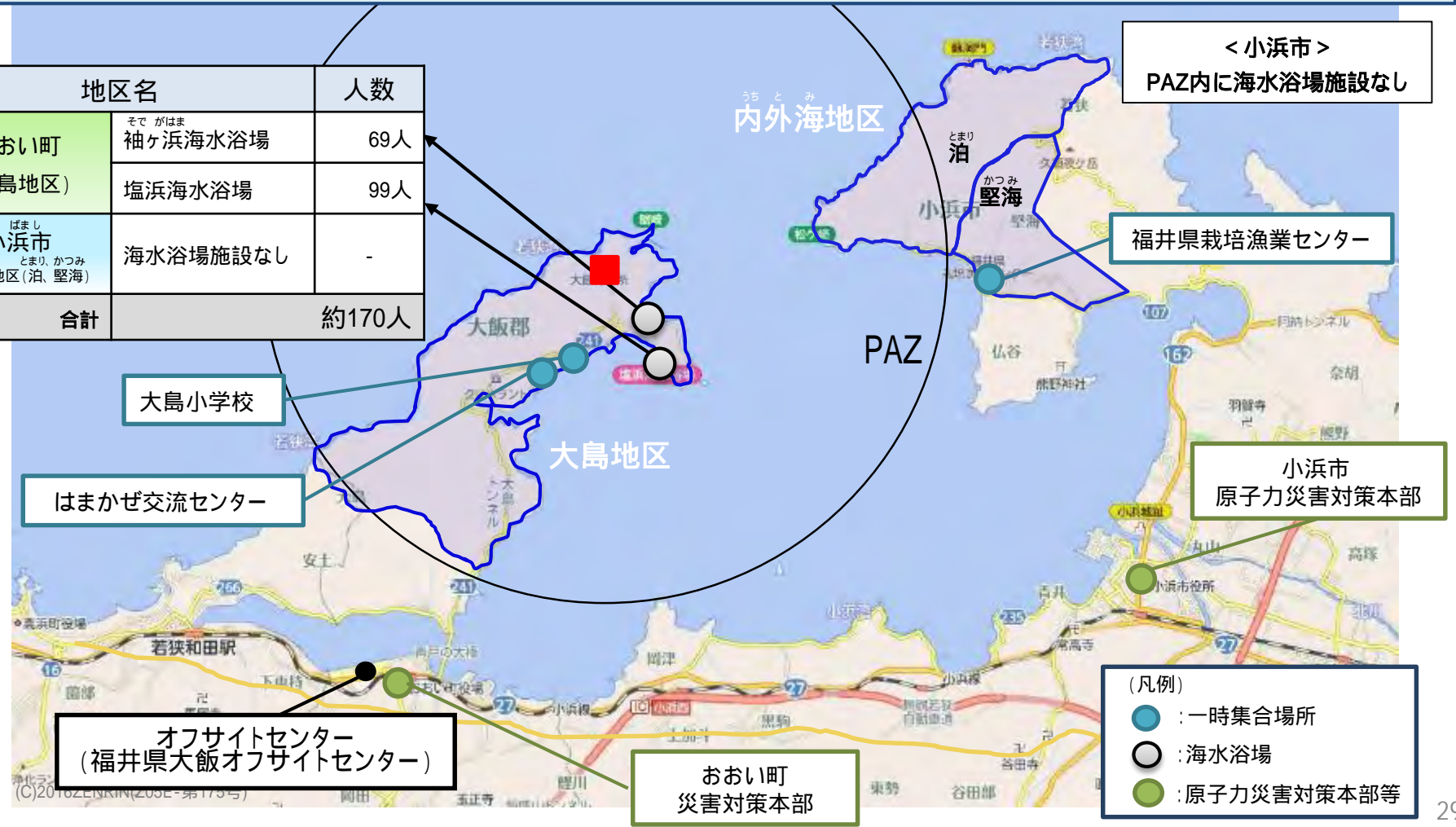
## < PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況 >

おおい町大島地区内及び小浜市内外海地区(泊・堅海)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

# PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- おおい町<sup>ちよう</sup>ではPAZ内に海水浴場が2ヶ所あり、平成28年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約170人。
- おおい町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成28年度観光客入込調査おおい町)

地区名		人数
おおい町 (大島地区)	袖ヶ浜海水浴場	69人
	塩浜海水浴場	99人
小浜市 (うちとみ 泊、かつみ 内外海地区)	海水浴場施設なし	-
合計		約170人



# おい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

○ おおい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数399人（うち支援者数60人を含む）<sup>ちよう</sup>について、バス10台、福祉車両12台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様7台）。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>1</sup>			備考
		バス <sup>2</sup>	福祉車両 <sup>3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>3</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等104人 + 職員38人 (= 142人)	4台 (児童等104人 + 職員38人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P25】
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	42人 + 支援者42人 (= 84人)	2台 (要支援者42人 + 支援者42人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P26】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 <sup>4</sup>	18人 + 支援者18人 (= 36人)	0台	5台 (要支援者5人 + 支援者5人)	7台 (要支援者13人 + 支援者13人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P26】
観光施設から避難する一時滞在者	120人 (1,200人×0.1)	3台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの観光客数約1,200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している（『平成27年度観光客入込調査おい町』）ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P28】
海水浴場から避難する一時滞在者	17人 (170人×0.1)	1台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの海水浴客約170人のうち、9割以上が自家用車で訪問している（『平成27年度観光客入込調査おい町』）ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P29】
<b>合計</b>	<b>399人</b>	<b>10台</b>	<b>5台</b>	<b>7台</b>	

1 数字は現段階でおい町が把握している暫定値

2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

3 福祉車両（ストレッチャー仕様）は1台当たり1人、福祉車両（車椅子仕様）は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避（放射線防護施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要）

# おおい町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おおい町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		10台	5台	7台	
(B) 確保車両台数		計10台	計5台	計7台	
確保先	・おおい町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おおい町)	-	2台	4台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 17台
	バス会社(福井県嶺南地方)	5台	-	-	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	5台	3台	3台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請



お ば ま し  
○ 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数36人(うち支援者数18人を含む)について、バス1台、福祉車両3台(車椅子仕様3台)。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>1</sup>			備考
		バス <sup>2</sup>	福祉車両 <sup>3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>3</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	13人 + 支援者13人 (=26人)	1台 (要支援者13人 + 支援者13人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P26】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 <sup>4</sup>	5人 + 支援者5人 (=10人)	0台	0台	3台 (要支援者5人 + 支援者5人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P26】
観光施設等から避難する一時滞在者	該当者なし				
<b>合計</b>	<b>36人</b>	<b>1台</b>	<b>0台</b>	<b>3台</b>	

1 数字は現段階で小浜市が把握している暫定値

2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

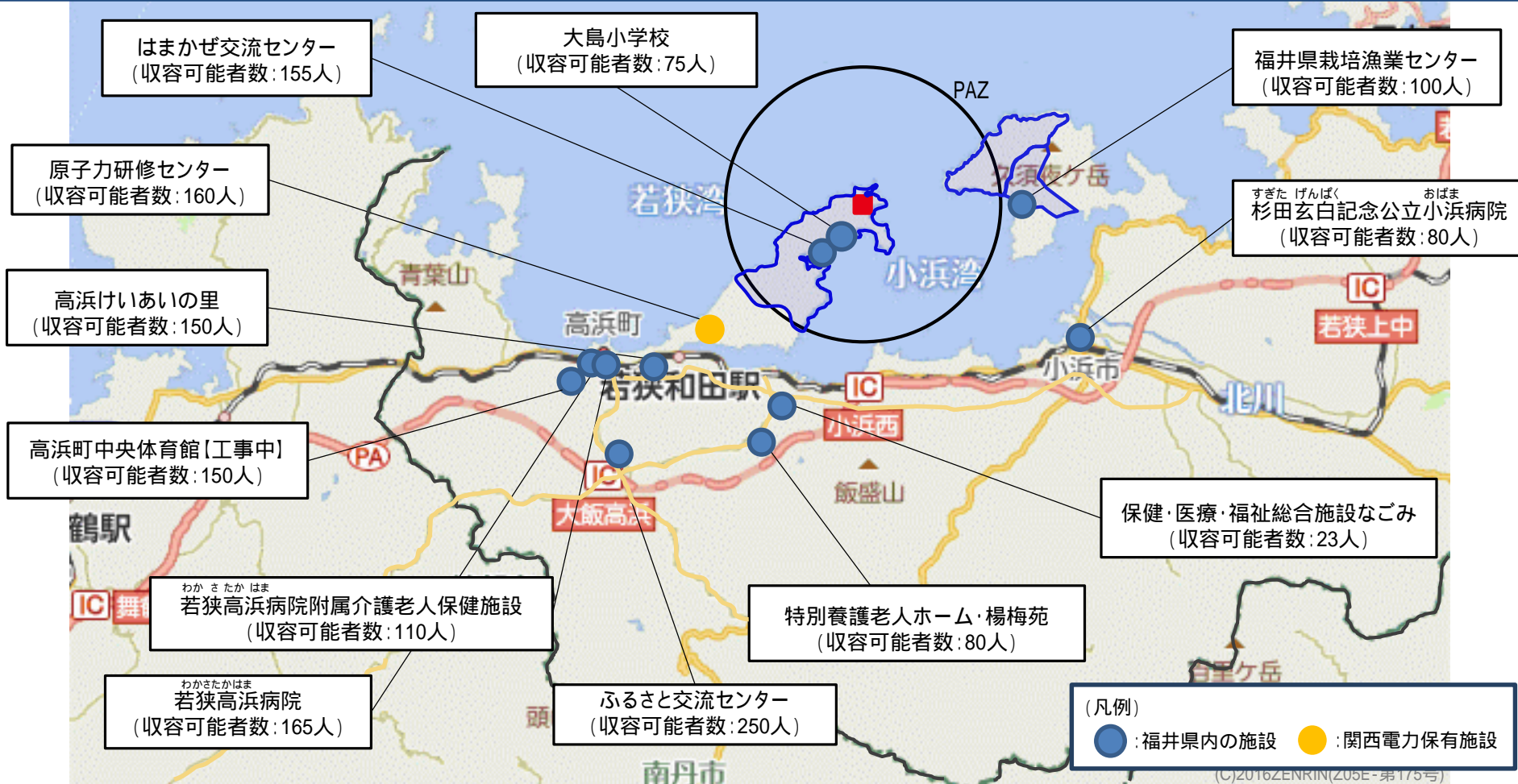
○ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		1台	-	3台	
(B) 確保車両台数		計1台	-	計3台	
確保先	・小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(小浜市)	-	-	2台	保有車両台数 バス 3台 福祉車両(ストレッチャー) 4台 福祉車両(車椅子) 29台
	バス会社(福井県嶺南地方)	1台	-	-	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	-	-	1台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中の施設を含め合計12施設)へ収容。
- これらの12施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,300人(工事中の施設を除く)を収容可能。
- また、これら12施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・京都府・滋賀県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

## < 直轄国道 >

国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

まいづるわかさ

## < 舞鶴若狭自動車道 >

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施

## < 京都府の管理道路 >

京都府原子力災害対策本部が応急復旧作業を実施

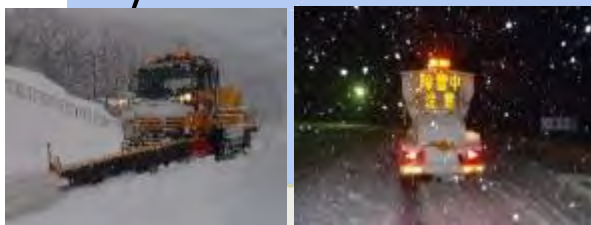


# 福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、「道路雪対策基本計画」を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

除雪機械(例)



県道241号は最重点除雪路線として新降雪深5cmを基準に除雪開始



(凡例) 除雪活動拠点  
 ● 国、NEXCO  
 ● 福井県  
 ● 関係市町

・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始  
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

— 最重点除雪路線  
 — 国道27号、8号、161号  
 — 舞鶴若狭自動車道

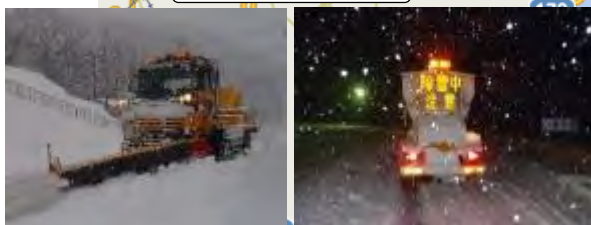
除雪機械の配備台数		平成29年3月時点	うち、おおい町、小浜市管内
国(近畿地方整備局)	福井県内の配備数	80台	-
福井県		252台	25台
関係市町	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町	49台	11台
高速道路会社(NEXCO)	1	70台	-
民間		1,494台	45台

1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄であり、除雪機械についてはP37を参照。

# 京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



— 京都縦貫自動車道  
— 国道27号  
— 舞鶴若狭自動車道  
まいづる わかさ

主要な道路について、積雪深概ね10cmを基準に除雪開始

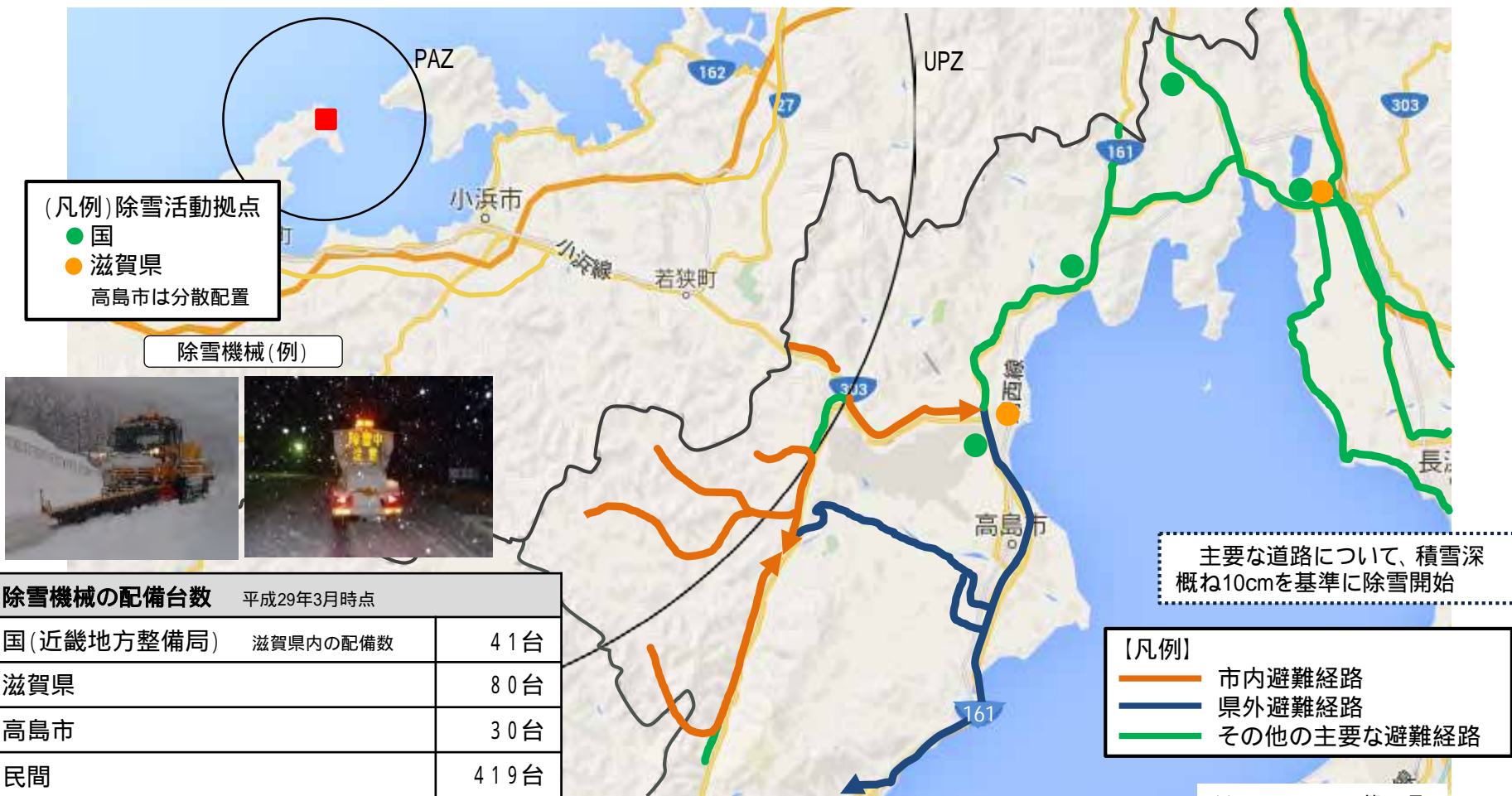
- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
  - 京都府
  - 関係市町
  - 京都府道路公社

除雪機械の配備台数		平成29年3月時点
国(近畿地方整備局)	京都府内の配備数	22台
京都府		67台
関係市町	舞鶴市、綾部市ほか	34台
京都府道路公社		16台
高速道路会社(NEXCO)	1	56台
民間		155台

1 NEXCO西日本福知山高速道路事務所、京都高速道路事務所の保有台数

# 滋賀県における降雪時の避難経路の確保

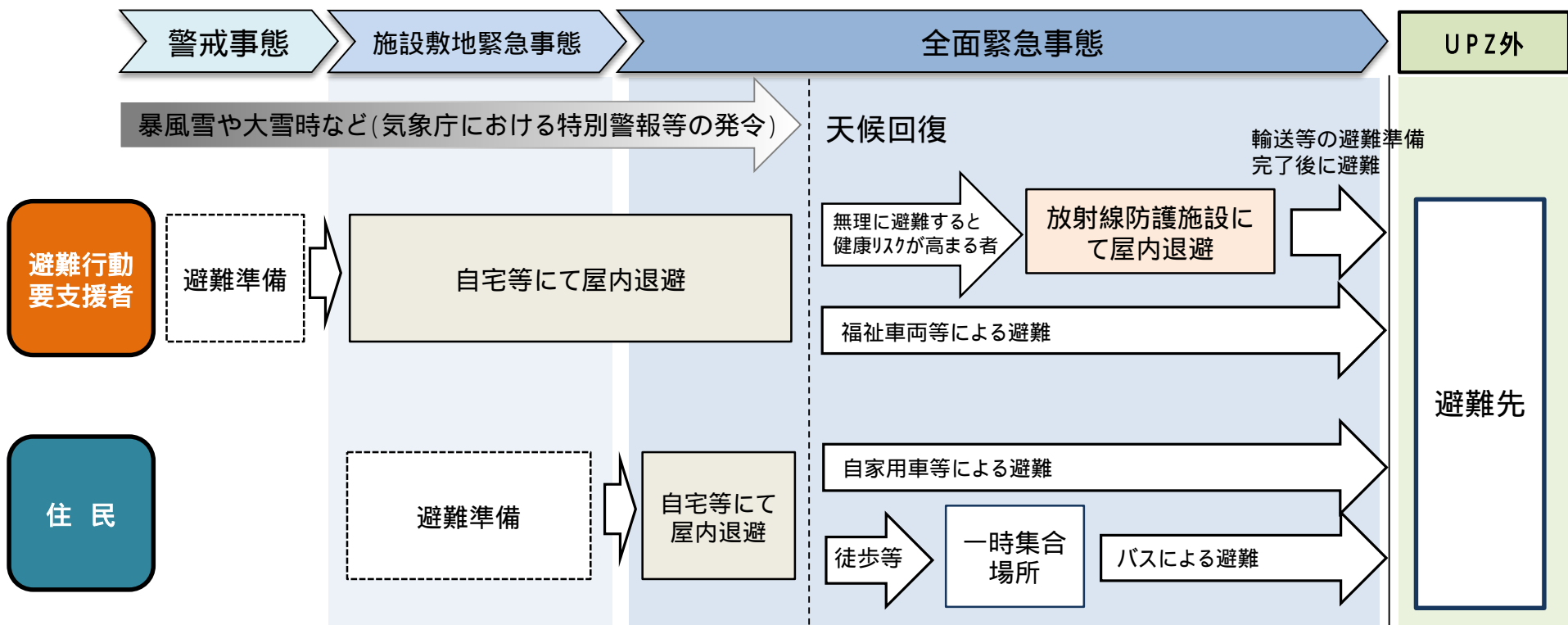
- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



# 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## < 全面緊急事態で天候が回復した場合 >





## 5 . PAZ内の全面緊急事態 における対応

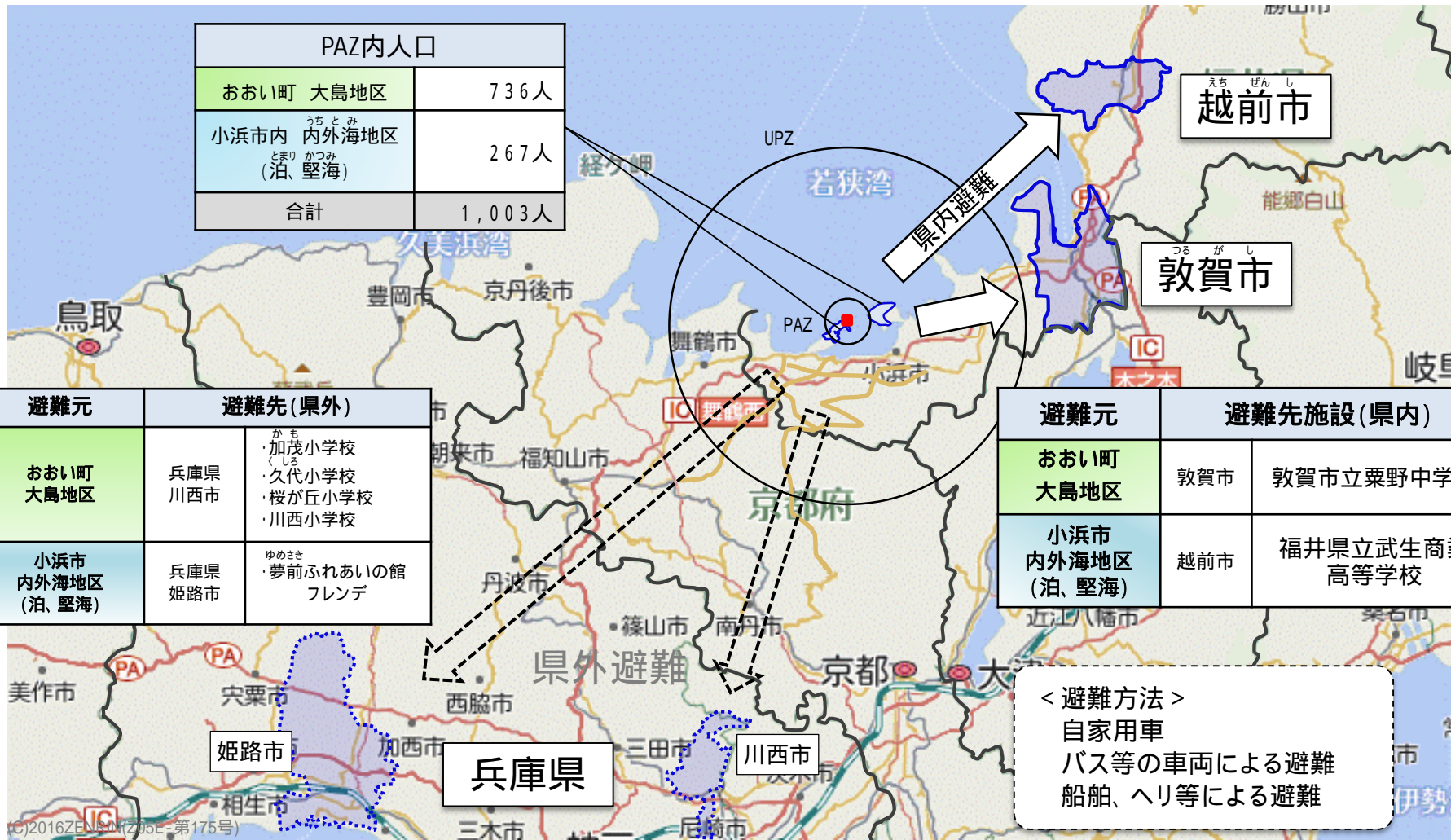
### < 対応のポイント >

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

# おい町及び小浜市におけるPAZ内の住民の避難先

- おおい町大島地区、小浜市内外海地区(泊、堅海)住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 両地区における避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やケーブルテレビ放送・訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口	
おい町 大島地区	736人
小浜市内 内外海地区 (泊、堅海)	267人
合計	1,003人



避難元	避難先(県外)	
おい町 大島地区	兵庫県 川西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加茂小学校</li> <li>・久代小学校</li> <li>・桜が丘小学校</li> <li>・川西小学校</li> </ul>
小浜市 内外海地区 (泊、堅海)	兵庫県 姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆめさき ・夢前ふれあいの館</li> <li>フレンデ</li> </ul>

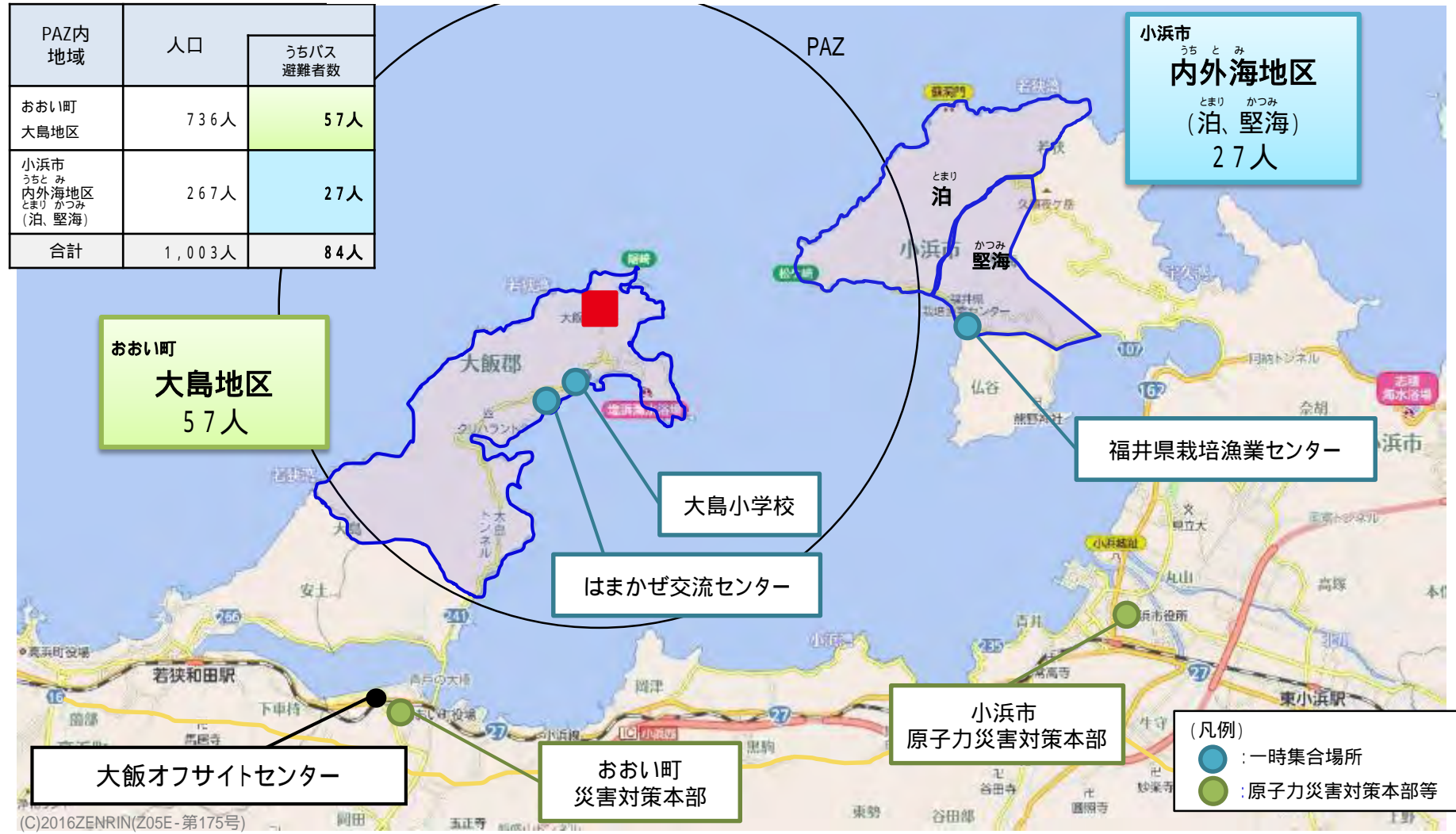
避難元	避難先施設(県内)	
おい町 大島地区	敦賀市	敦賀市立粟野中学校
小浜市 内外海地区 (泊、堅海)	越前市	福井県立武生商業 高等学校

< 避難方法 >  
 自家用車  
 バス等の車両による避難  
 船舶、ヘリ等による避難

# PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

ちやう お ば ま し  
 ○ おおい町、小浜市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全1,003人のうち、84人。

PAZ内地域	人口	うちバス避難者数
おおい町 大島地区	736人	57人
小浜市 うちとみ 内外海地区 (泊、堅海)	267人	27人
合計	1,003人	84人



不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、合計57人分、バス2台。
- 全面緊急事態発生時には、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

## < おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象人数 <sup>1</sup>	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	57人	2台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P42】

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

## < おおい町における全面緊急事態での輸送能力の確保 >

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		2台		
(B) 確保車両台数		2台		
確保先	バス会社[福井県嶺南地方]	1台	保有車両台数	バス187台
	関西電力	1台	保有車両台数	バス9台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- お ば ま し
- 小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民27人分、バス1台。
  - 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
  - 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

### < 小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象人数 <sup>1</sup>	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	27人	1台	1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P42】

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

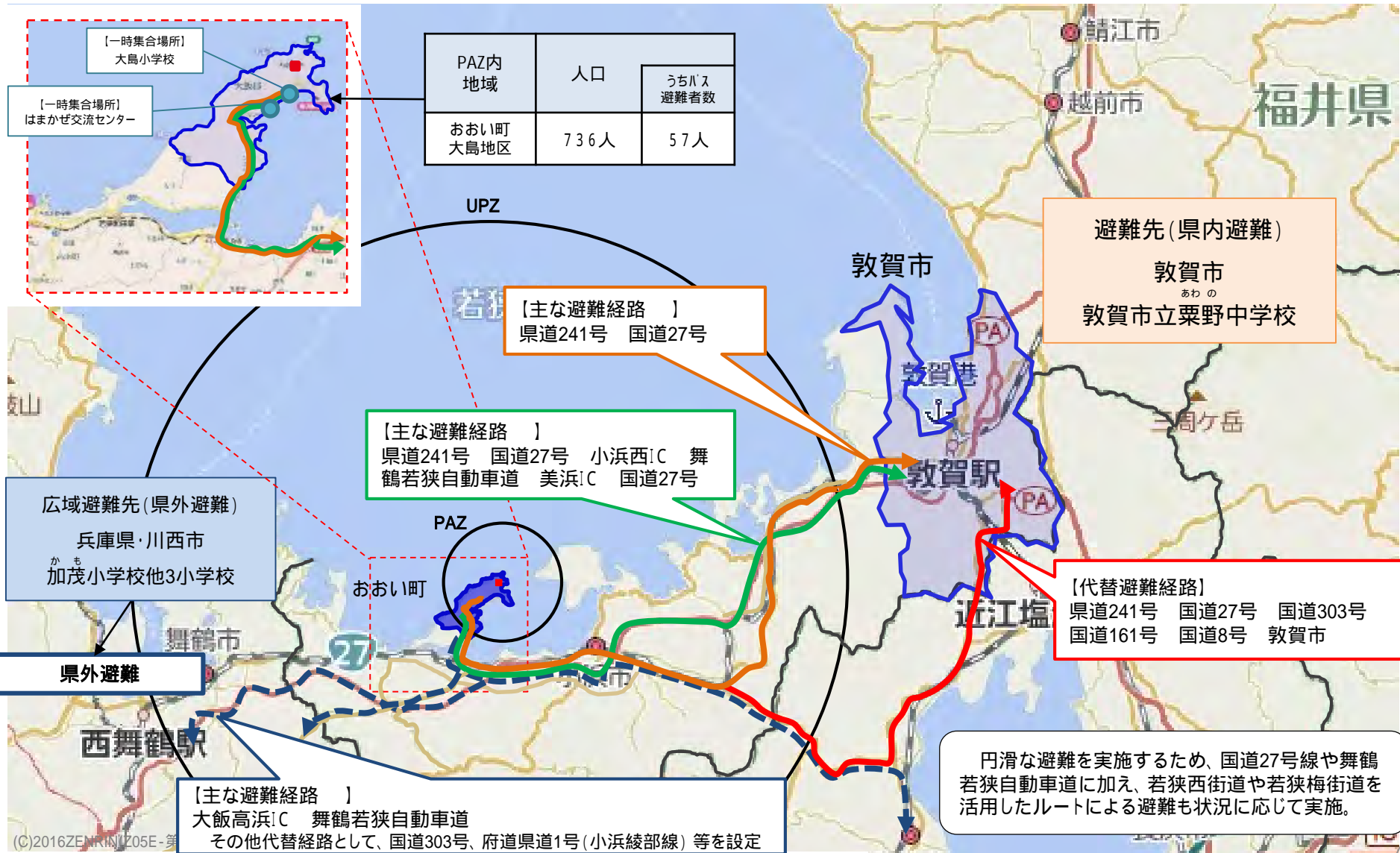
### < 小浜市における全面緊急事態での輸送能力の確保 >

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		1台	
(B) 確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス9台

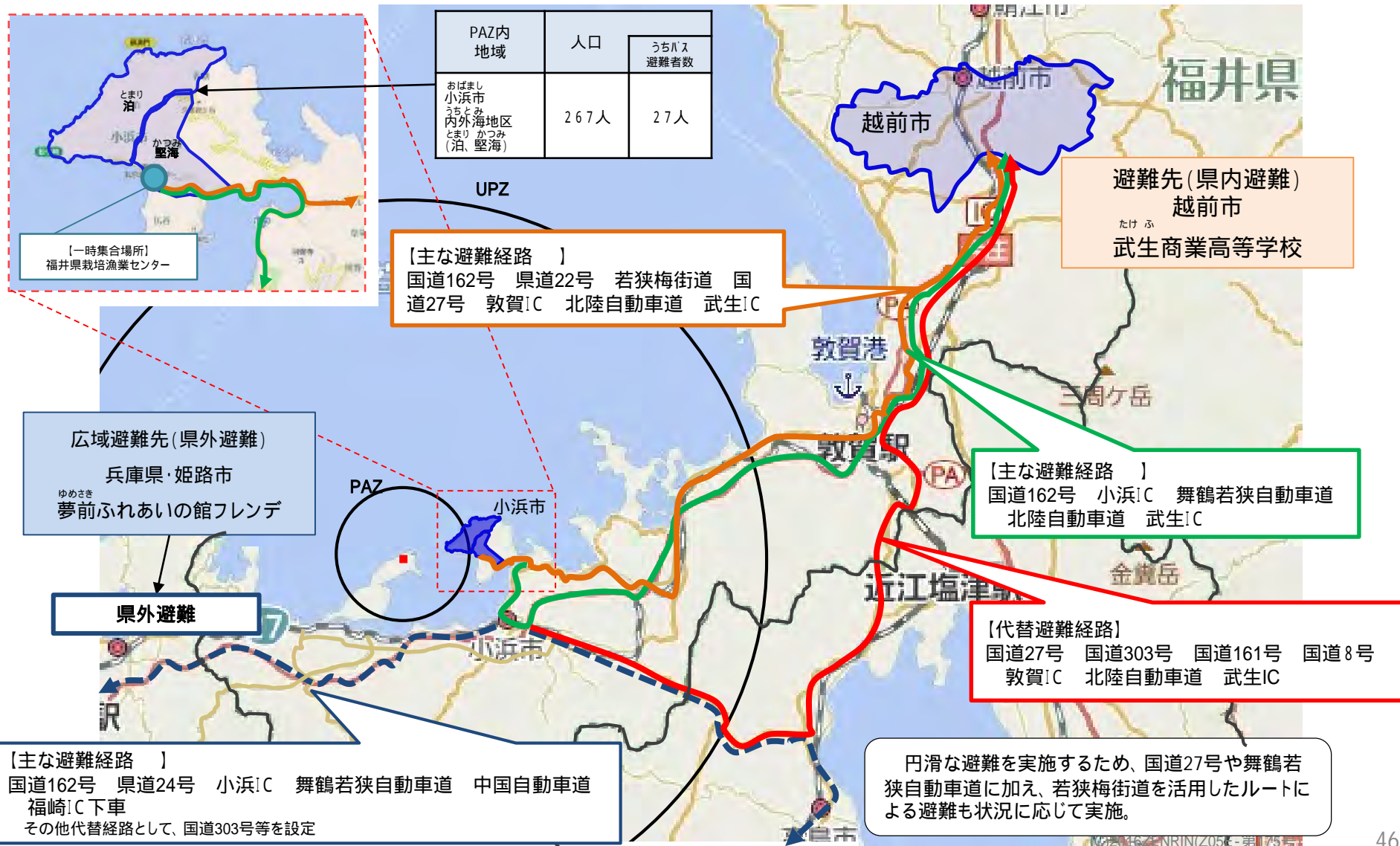
不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# おい町大島地区から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で、避難先まで避難を実施。



# PAZ内から県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。





# 避難を円滑に行うための対応策

○ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

## 大飯地域における交通対策

### 1. 交通誘導対策

・主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

### 2. 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報  
 ・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報  
 ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

### 3. 交通規制対策

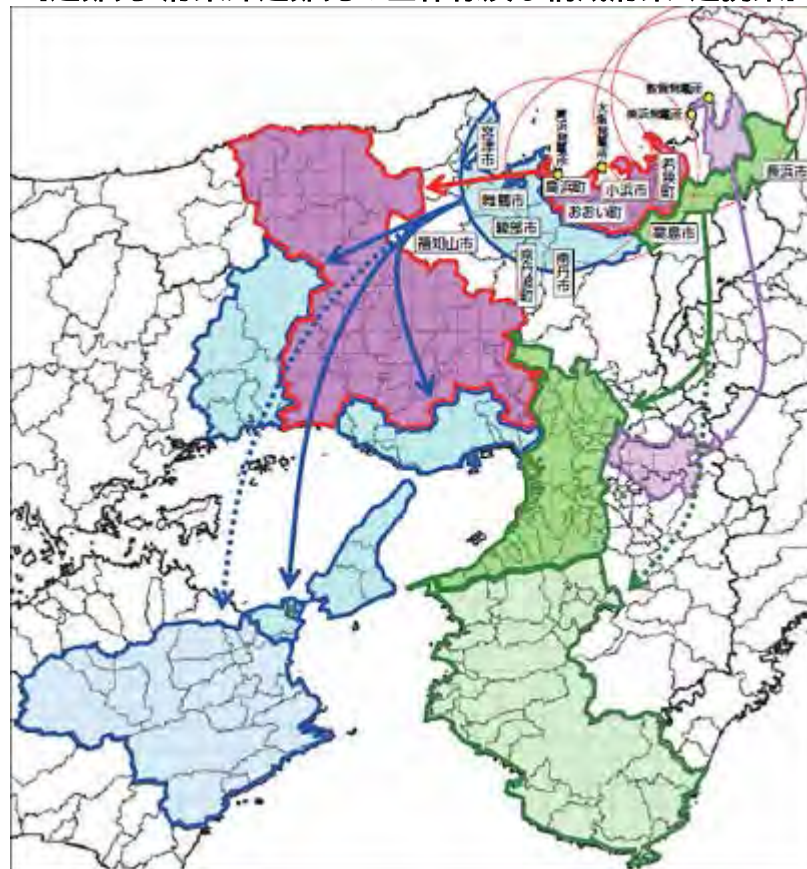
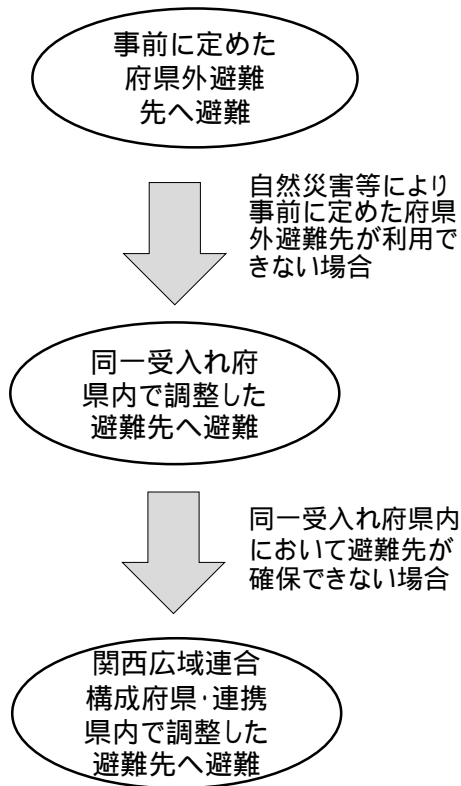
・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。  
 ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。



- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

## 【府県外避難先の多重確保】

## 【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県 三重県 鳥取県

滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

# 半島地域が孤立した場合の対応(大島半島、内外海半島)

- PAZに該当する大島半島(おおい町)、内外海半島(小浜市)については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



利用する港については、被災状況等を考慮し選定  
 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

## 6 . UPZ内における対応

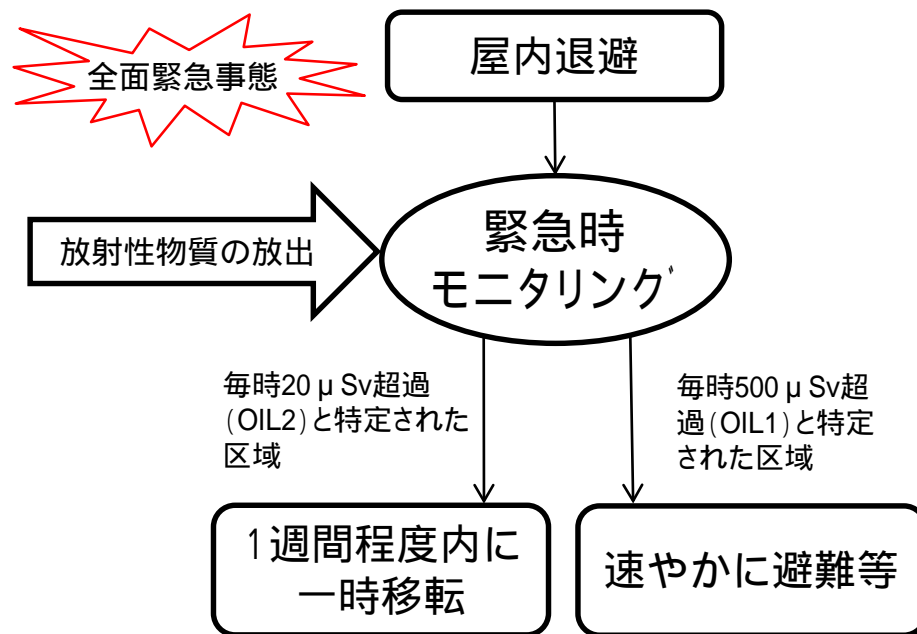
### < 対応のポイント >

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500  $\mu$ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20  $\mu$ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20  $\mu$ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等<sup>1)</sup>)を的確に実施できる体制を整備する。



## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

- 福井県及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



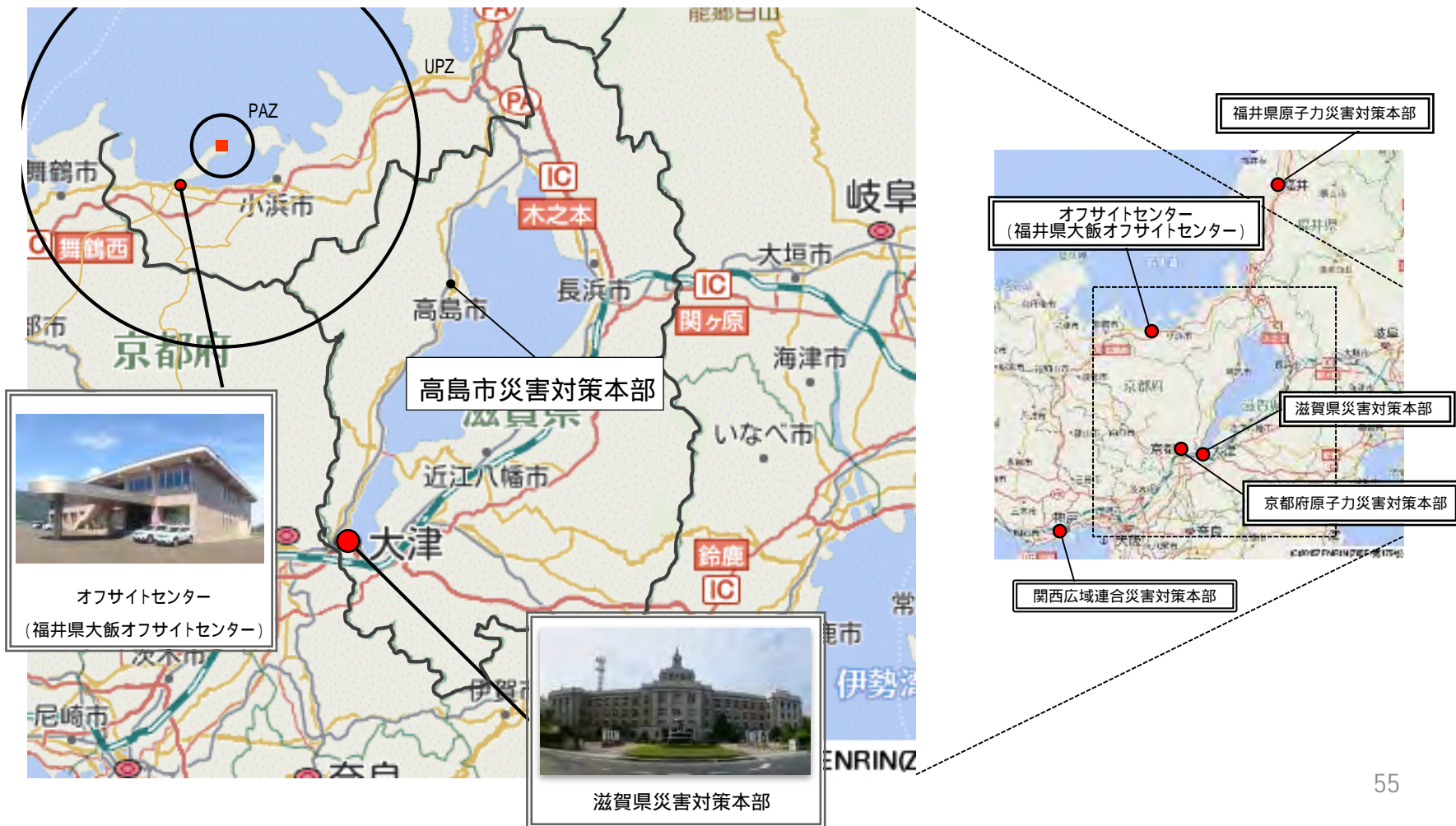
# 一時移転等に備えた関係者の対応（京都府）

- 京都府及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 京都府は住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



# 一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

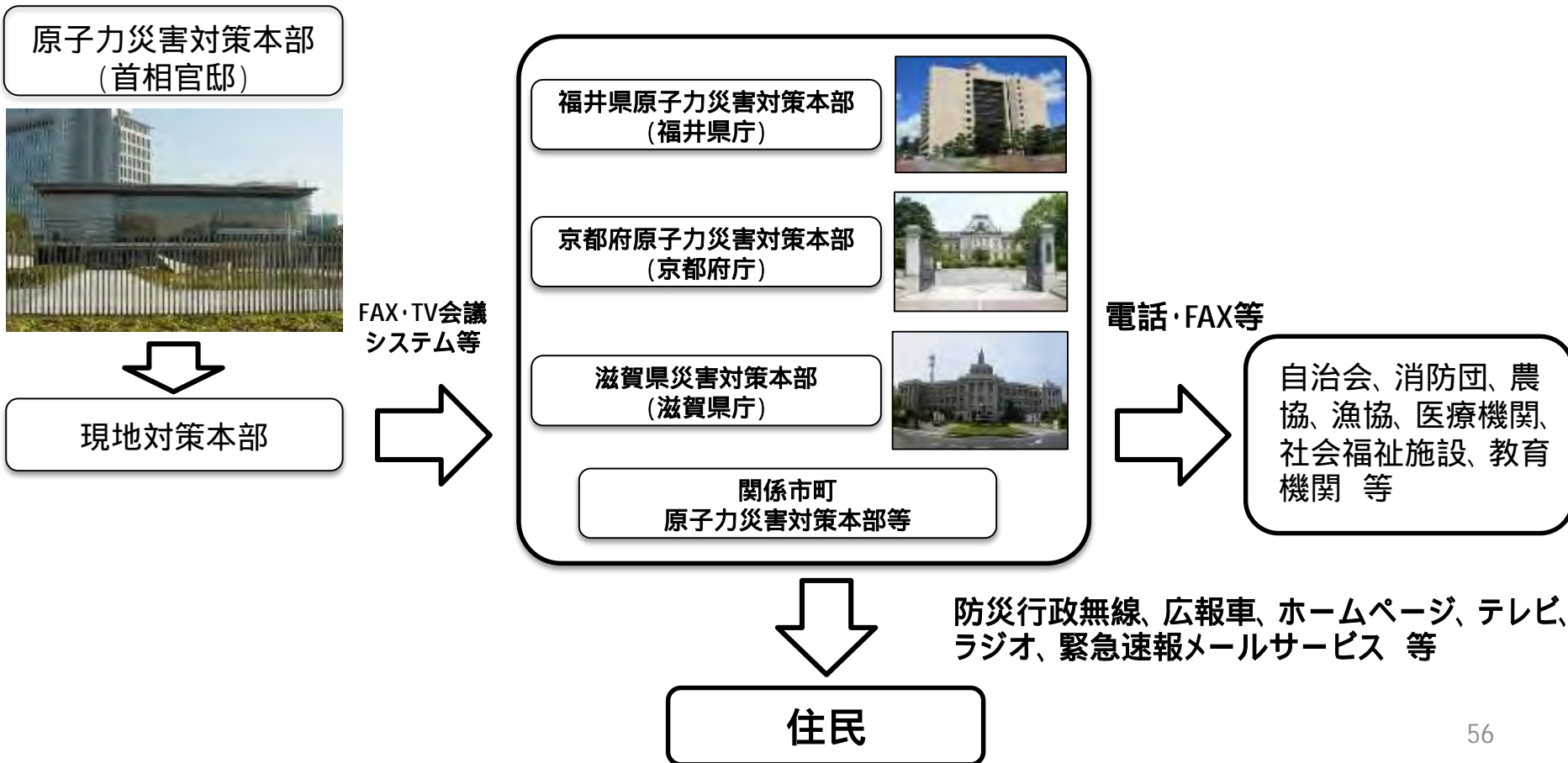
- 滋賀県及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。





# 一時移転等を行う際の情報伝達

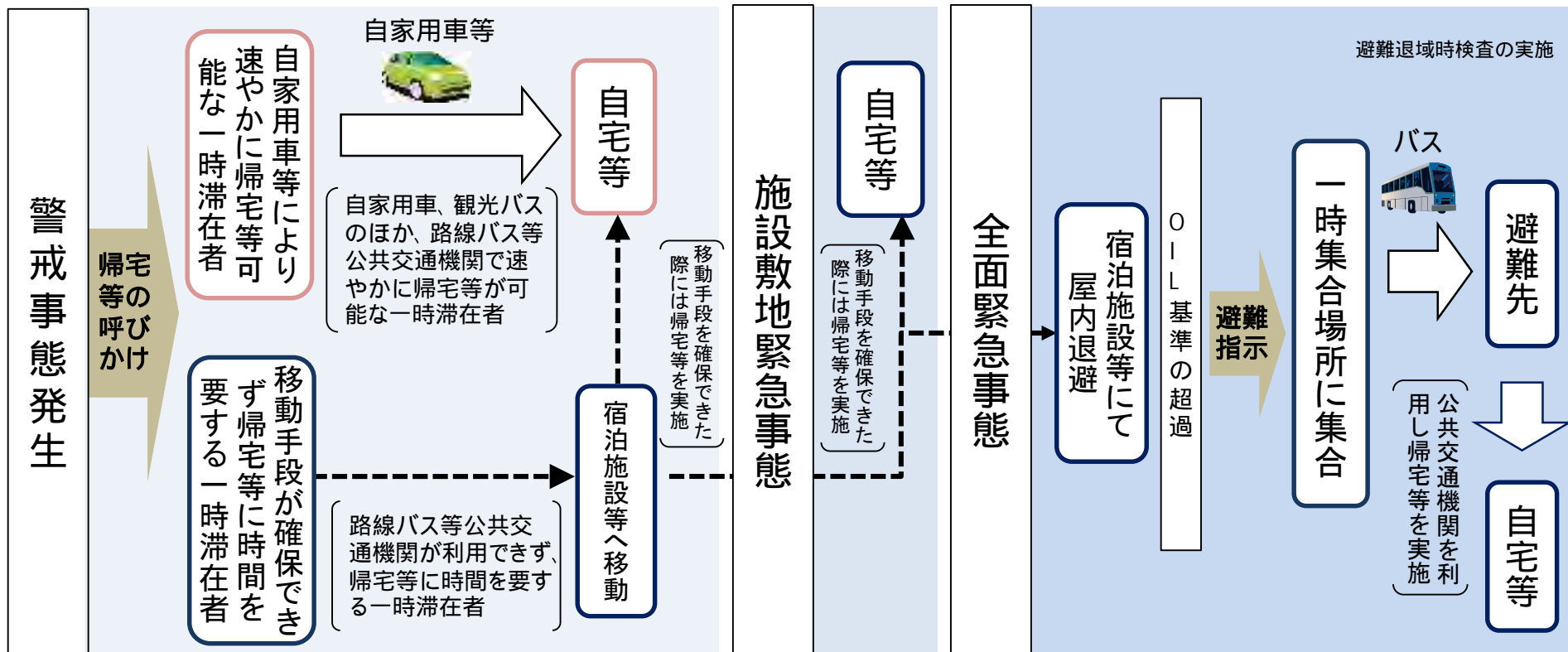
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

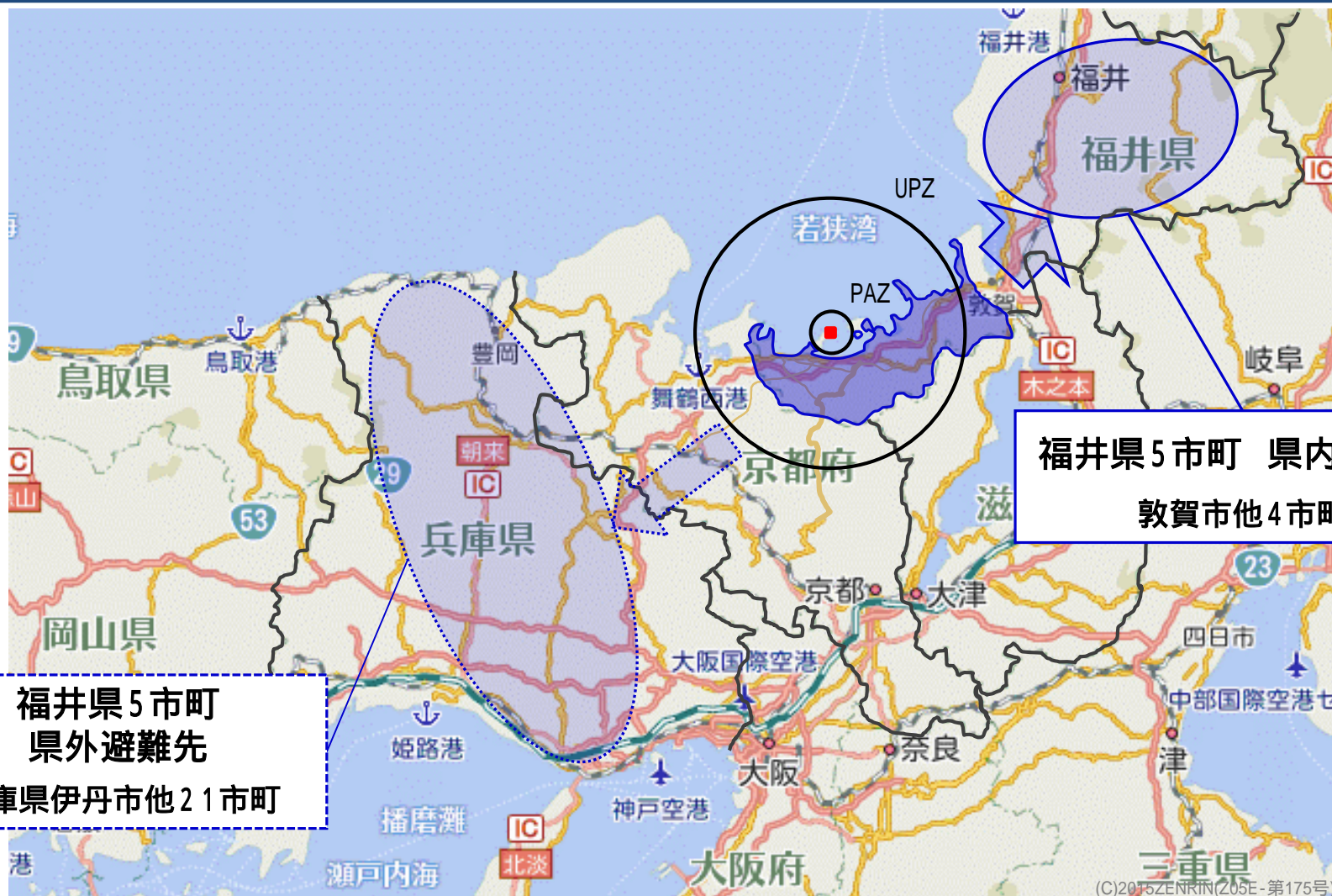
## < 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先	
福井県	おおい町 <small>ちよう</small>	敦賀市	兵庫県	伊丹市、川西市
	小浜市 <small>おばまし</small>	鯖江市、越前市		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町 <small>ふくさきちよう かみかわちよう</small>
	高浜町	敦賀市		宝塚市、三田市、猪名川町 <small>さんだし いながわちよう</small>
	若狭町 <small>わかさちよう</small>	越前町		丹波市、篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町 <small>ささやまし かとうし かさいし たかちよう</small>
	美浜町	大野市		
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市 <small>じょうようし むこうし</small>	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市
	綾部市	福知山市、亀岡市	徳島県	鳴門市、松茂町、北島町
	南丹市 <small>なんたんし</small>	南丹市内	兵庫県	たつの市、太子町、佐用町 <small>たいしちよう さようちよう</small>
	京丹波町 <small>きょうたんばちよう</small>	京丹波町内		洲本市、南あわじ市 <small>すもとし</small>
	京都市	京都市内		芦屋市
滋賀県	高島市	高島市内他	大阪府	大阪市、高槻市、枚方市 <small>ひらかたし</small>

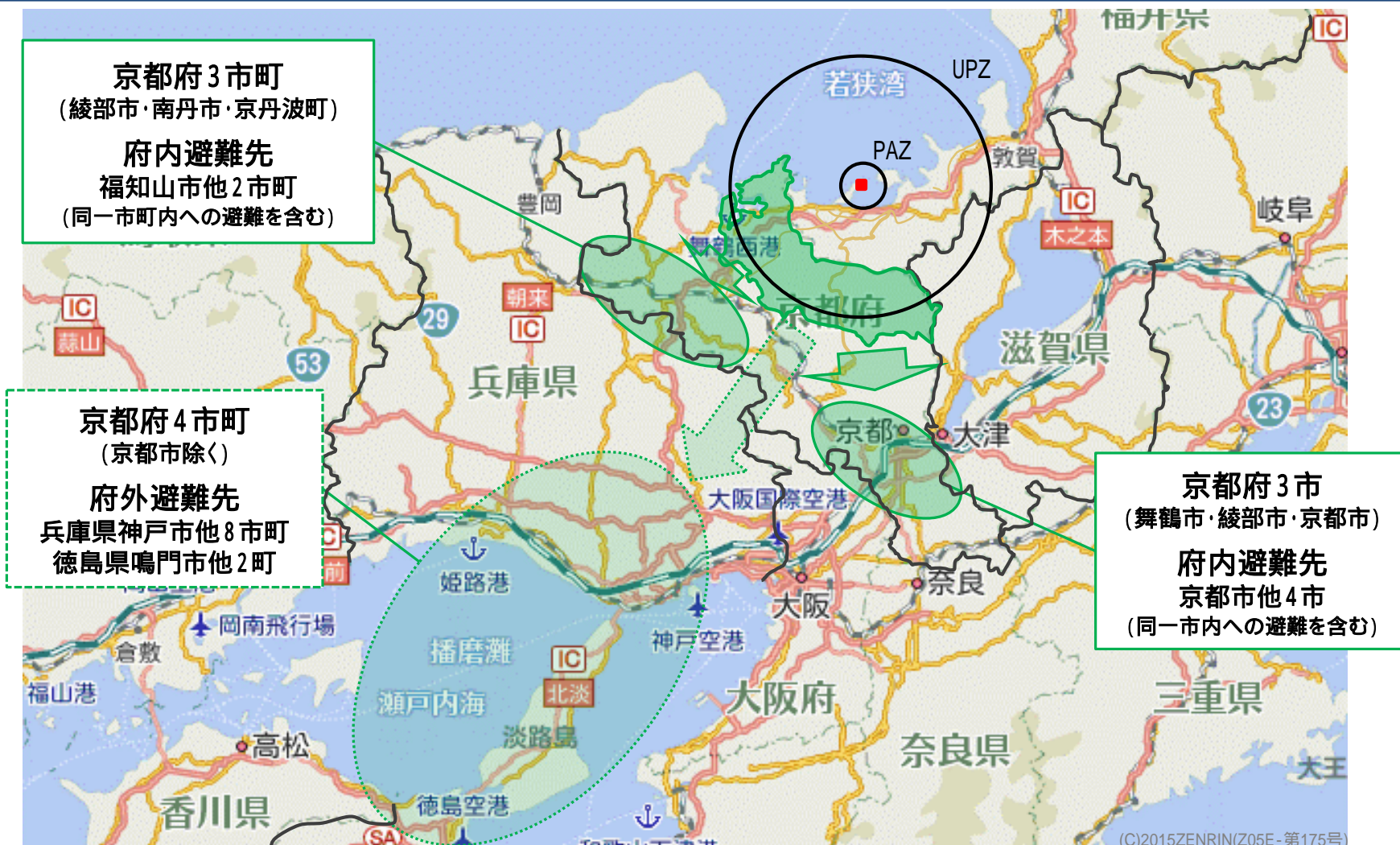
- UPZ内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(兵庫県)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、県内避難できない場合は、県外避難を実施。



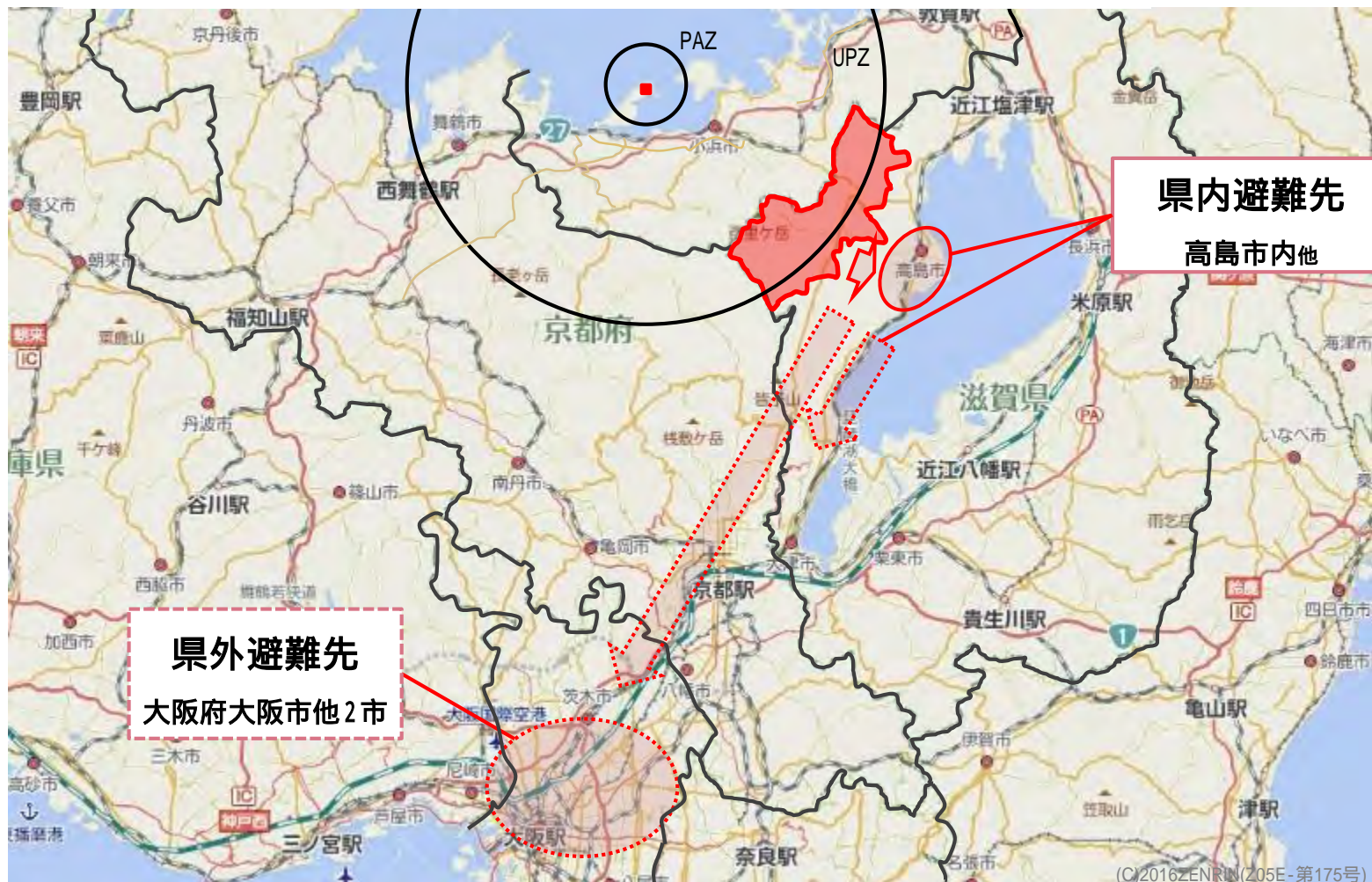
福井県5市町 県内避難先  
敦賀市他4市町

福井県5市町  
県外避難先  
兵庫県伊丹市他21市町

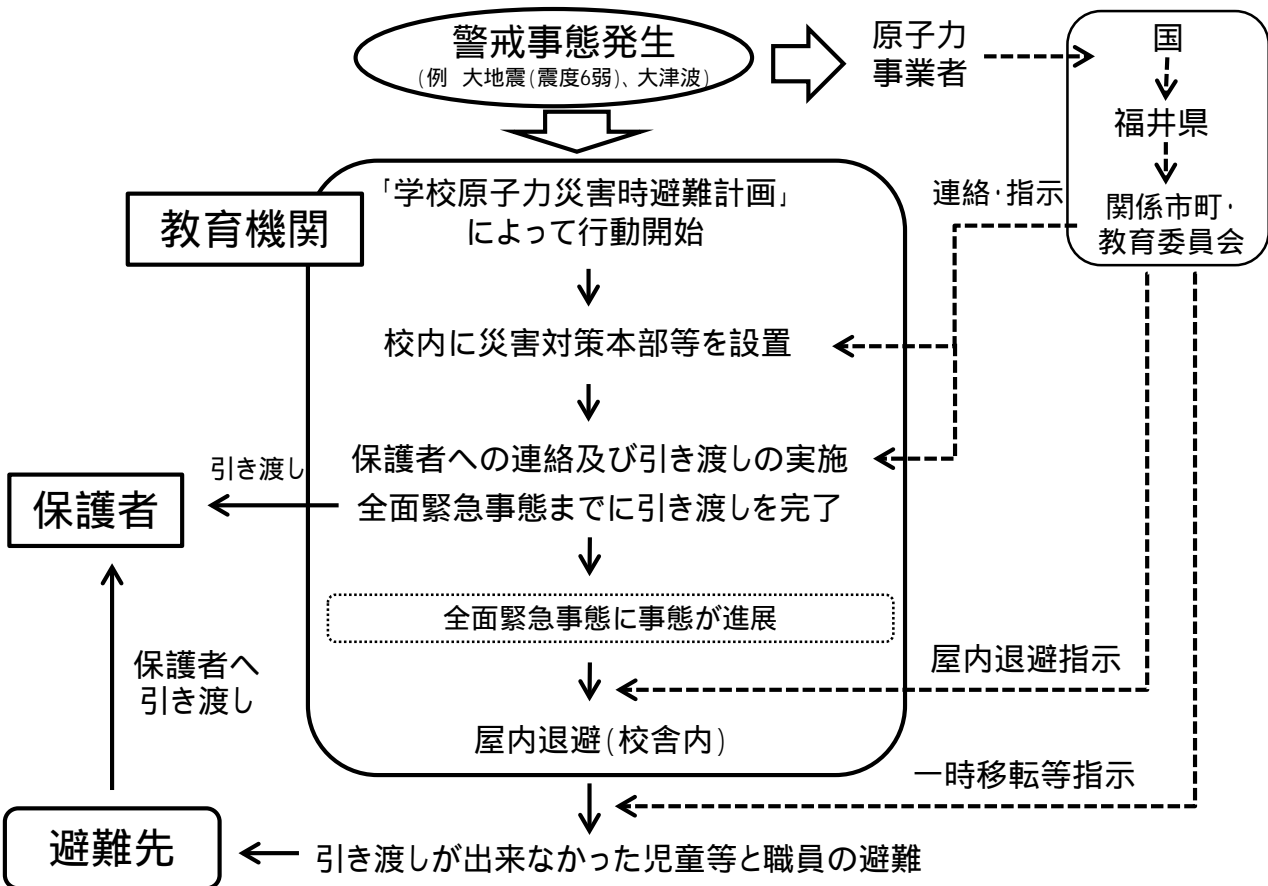
- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



- UPZ内にある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	34	2,445
小学校	32	3,720
中学校	9	2,015
高等学校	3	1,905
特別支援学校	2	215
大学・専門学校	4	463
<b>合計</b>	<b>84</b>	<b>10,763</b>

平成29年5月1日時点

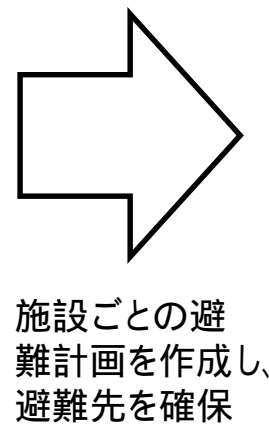
- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(48施設2,108人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員(人)
医療機関(病院・有床診療所)		8	822
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,042
	障害福祉サービス事業所等	16	244
	小計	40	1,286
合計		48	2,108

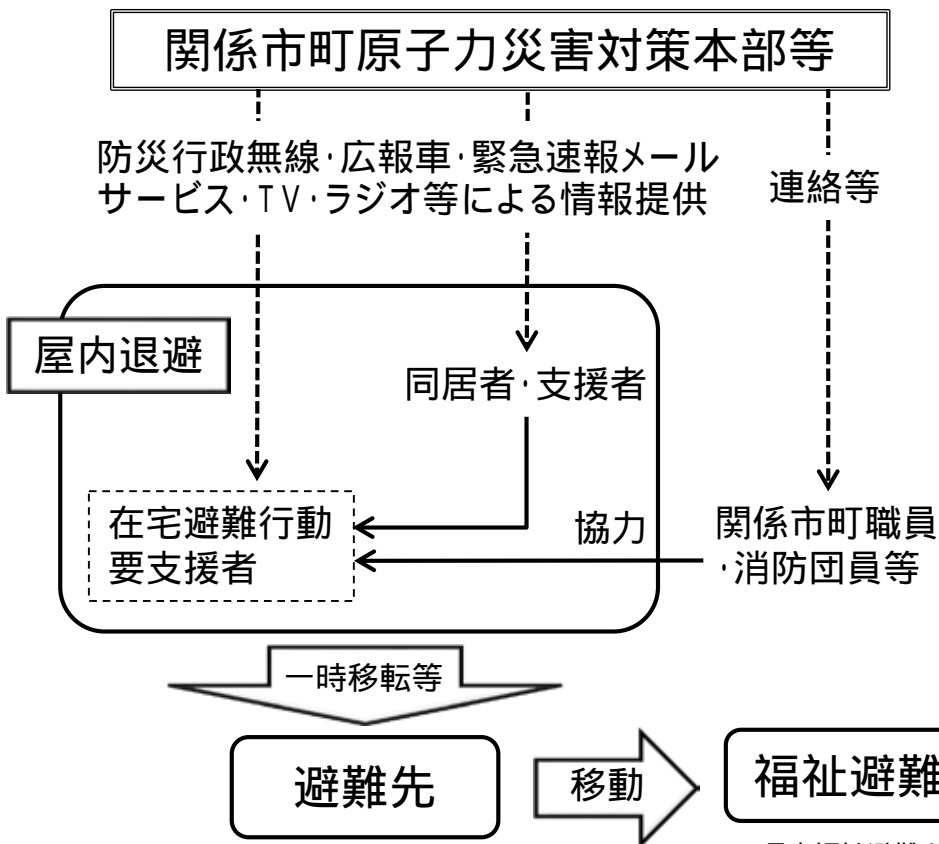
## < UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数(人)
10	822
70	1,042
15	244
85	1,286
95	2,108





- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

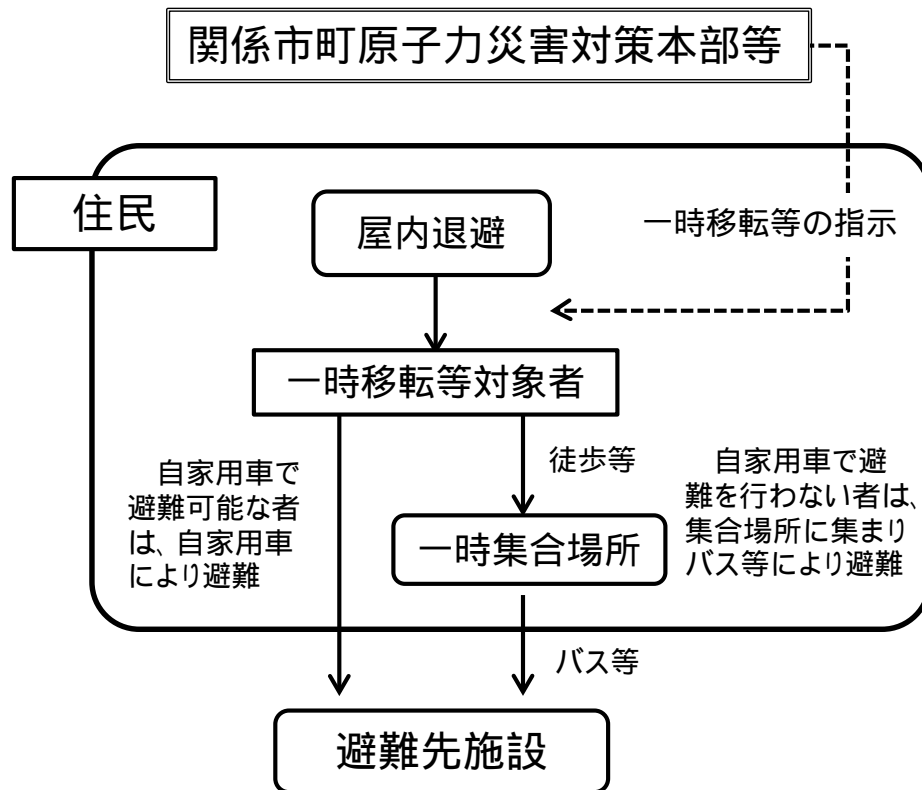
	UPZ内(人)
おおい町 <small>ちよう</small>	692(546)
小浜市 <small>おばまし</small>	776(776)
高浜町	789(789)
若狭町 <small>わかさちよう</small>	258(258)
美浜町	438(438)
合計	2,953(2,807)

( )内は支援者有り  
平成29年4月現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。

## < UPZ内市町の避難先 >

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受け入れが困難な場合は県外に避難を実施。

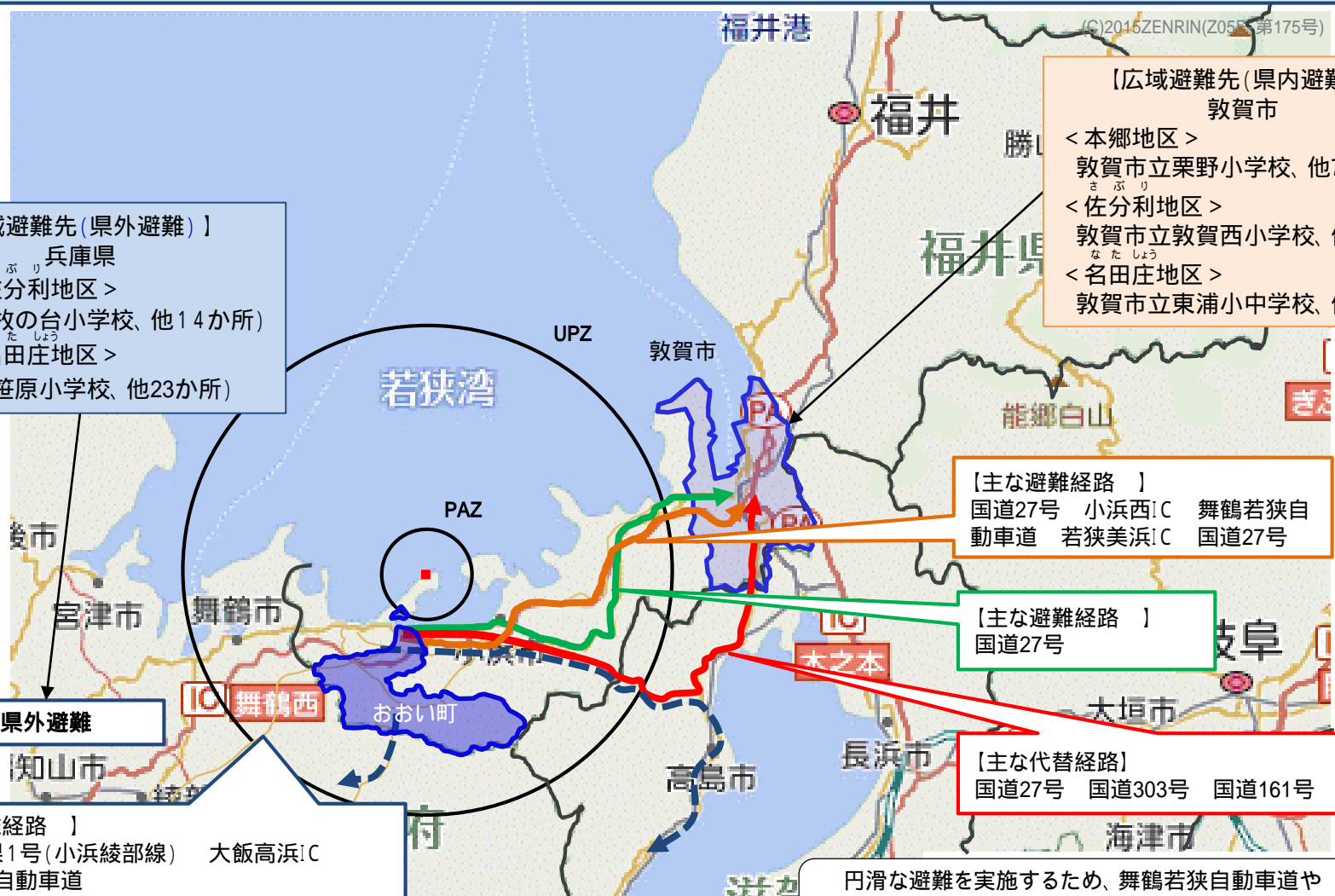


市町名	県内避難先	県外避難先
おい町 7,552人	敦賀市	伊丹市、川西市 (合計7,552人)
おぼし 小浜市 29,655人	鯖江市、越前市	豊岡市、養父市 朝来市、香美町 新温泉町、姫路市 市川町、福崎町 神河町 (合計29,655人)
高浜町 10,570人	敦賀市	宝塚市、三田市、猪名川町 (合計10,570人)
わかさ 若狭町 15,313人	越前町	丹波市、篠山市、三木市 加東市、小野市、西脇市 加西市、多可町 (合計15,313人)
美浜町 9,774人	大野市	-

兵庫県

# おおい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【広域避難先(県内避難)】  
敦賀市  
 <本郷地区>  
敦賀市立栗野小学校、他7か所  
 <佐分利地区>  
敦賀市立敦賀西小学校、他2か所  
 <名田庄地区>  
敦賀市立東浦小中学校、他7か所

【広域避難先(県外避難)】  
兵庫県  
 <本郷、佐分利地区>  
川西市(牧の台小学校、他14か所)  
 <本郷、名田庄地区>  
伊丹市(笹原小学校、他23か所)

【主な避難経路】  
国道27号 小浜西IC 舞鶴若狭自動車道 若狭美浜IC 国道27号

【主な避難経路】  
国道27号

【主な代替経路】  
国道27号 国道303号 国道161号 国道8号

【主な避難経路】  
府道・道県1号(小浜綾部線) 大飯高浜IC  
舞鶴若狭自動車道  
 【主な避難経路】  
県道27号(坂本高浜線) 国道162号 府道12号  
国道27号 国道9号 国道173号  
その他代替経路として、国道303号等を設定

円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

# 小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 【広域避難先(県外避難)】

兵庫県

<小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区>

姫路市 (姫路球場、他38か所)

<松永地区>

朝来市 (和田山体育センター、他4か所)

<遠敷地区>

豊岡市 (豊岡市立総合体育館、他12か所)

<口名田地区>

市川町 (市川町スポーツセンター体育館、他2か所)、

福崎町 (コミュニティセンターサルビア会館、他4か所)、

神河町 (町立神崎小学校、他1か所)

<中名田地区>

養父市 (関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所)

<加斗地区>

新温泉町 (健康公園体育館、他1か所)、香美町 (射添体育館、他3か所)

## 【広域避難先(県内避難)】

越前市・鯖江市

<小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、

口名田地区>

越前市立武生東小学校、福井県立武生工業高等学校、他29か所

<内外海、宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区>

鯖江市立河和田小学校、鯖江市立中央中学校、他12か所

## 【主な避難経路】

小浜IC 舞鶴若狭自動車道 北陸自動車道  
武生IC・鯖江IC

## 【主な避難経路】

国道27号 敦賀IC 北陸自動車道  
武生IC・鯖江IC

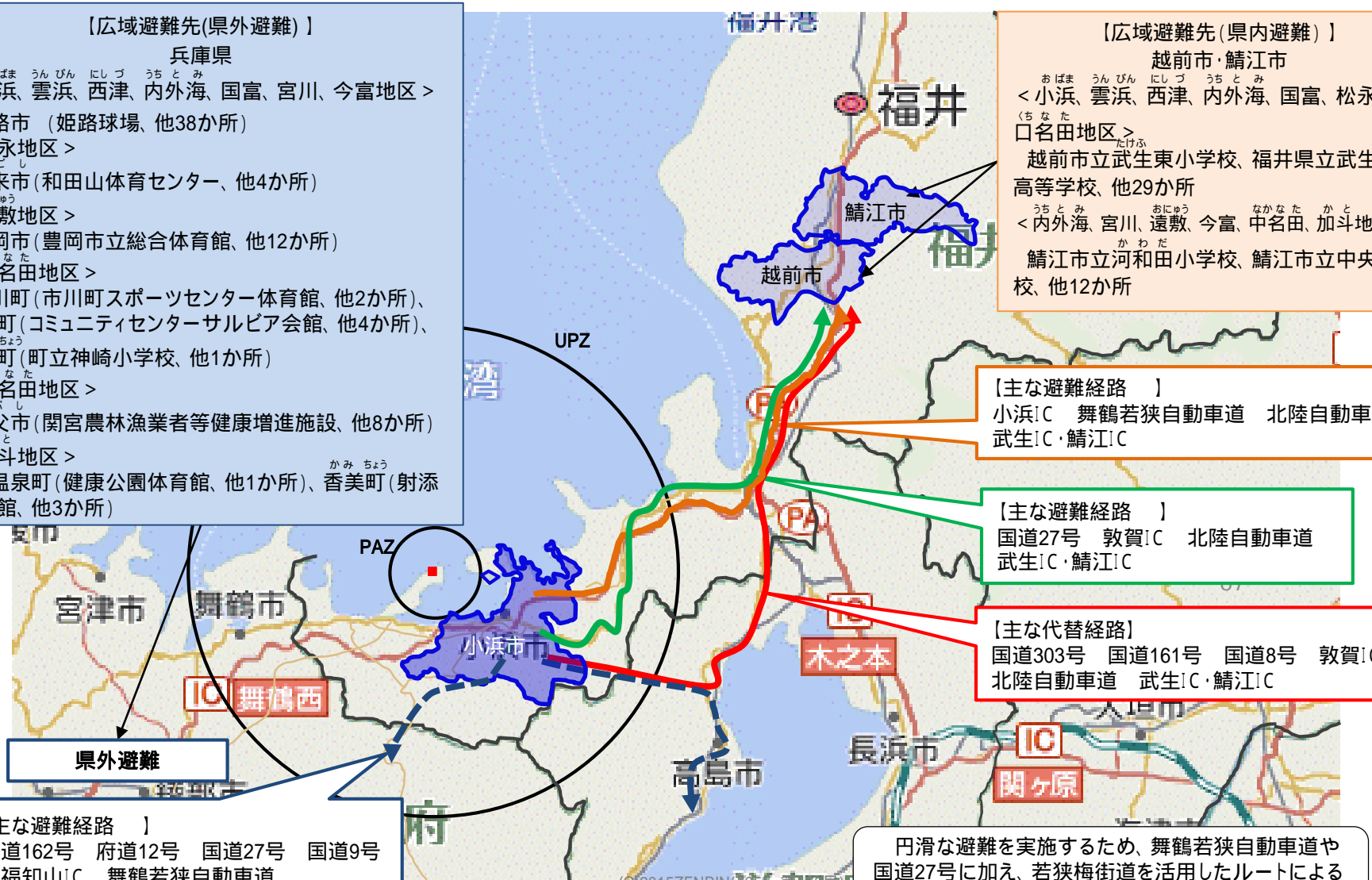
## 【主な代替経路】

国道303号 国道161号 国道8号 敦賀IC  
北陸自動車道 武生IC・鯖江IC

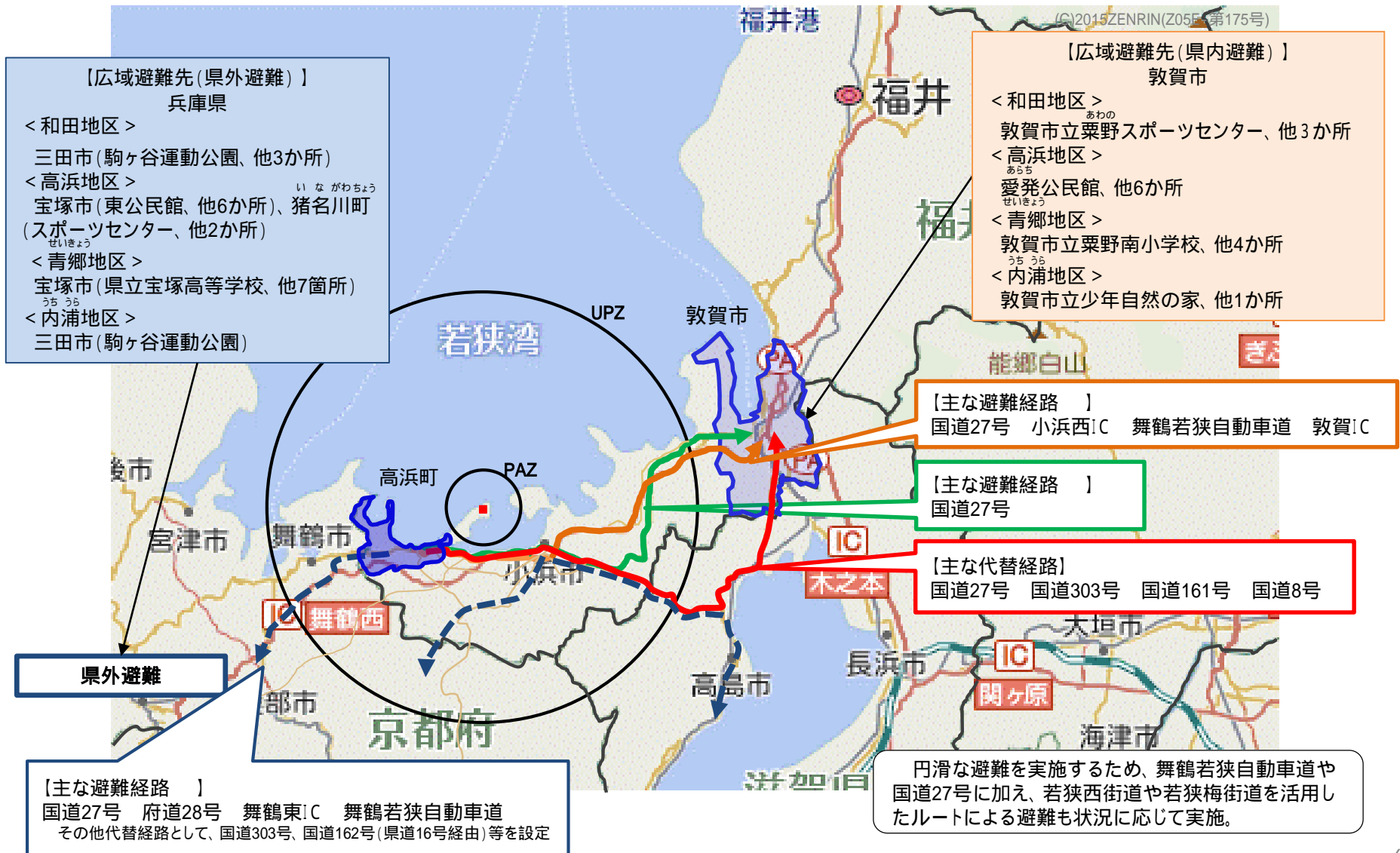
## 【主な避難経路】

国道162号 府道12号 国道27号 国道9号  
福知山IC 舞鶴若狭自動車道  
その他代替経路として、国道303号等を設定

円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

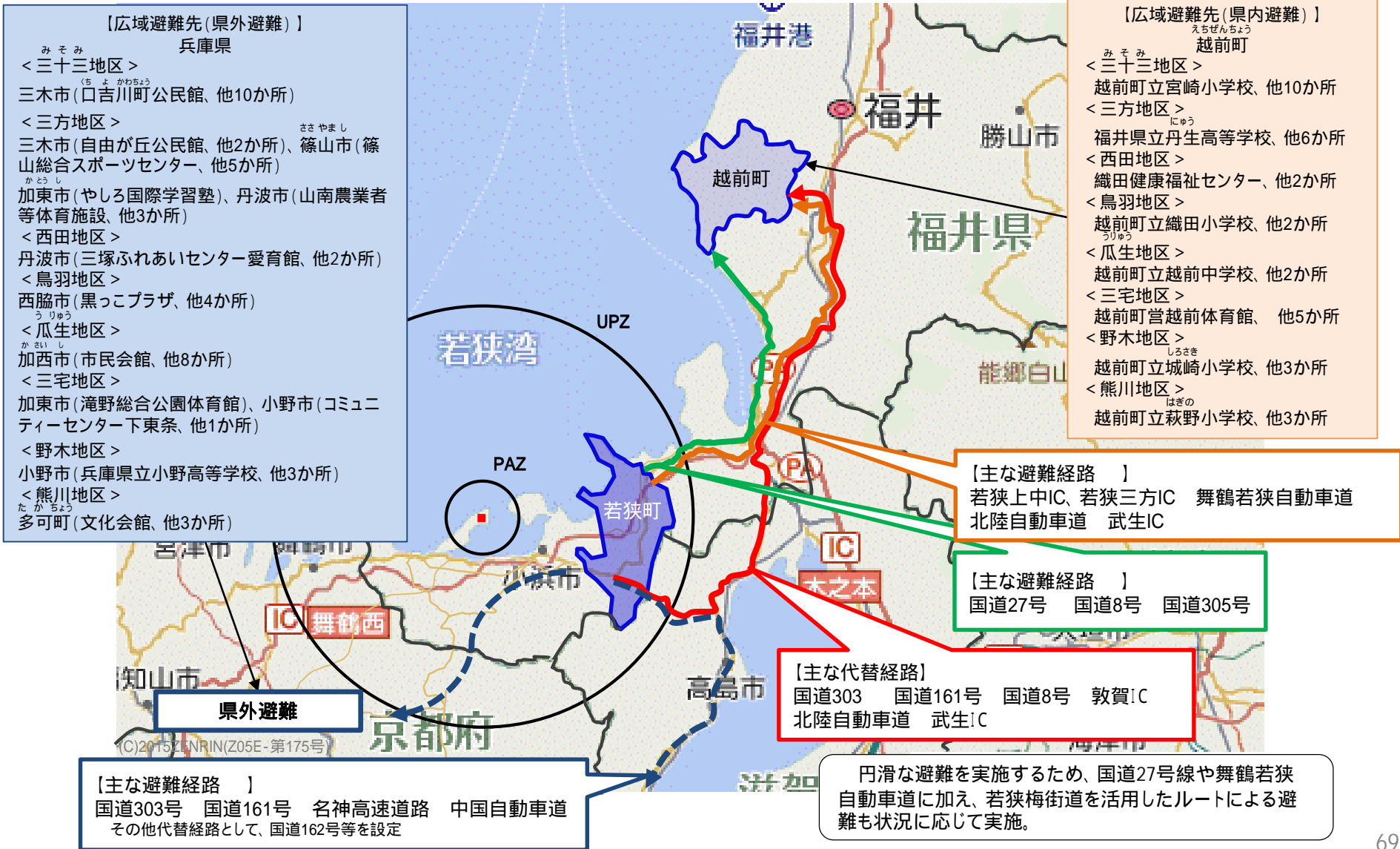


○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# 若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

〇 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

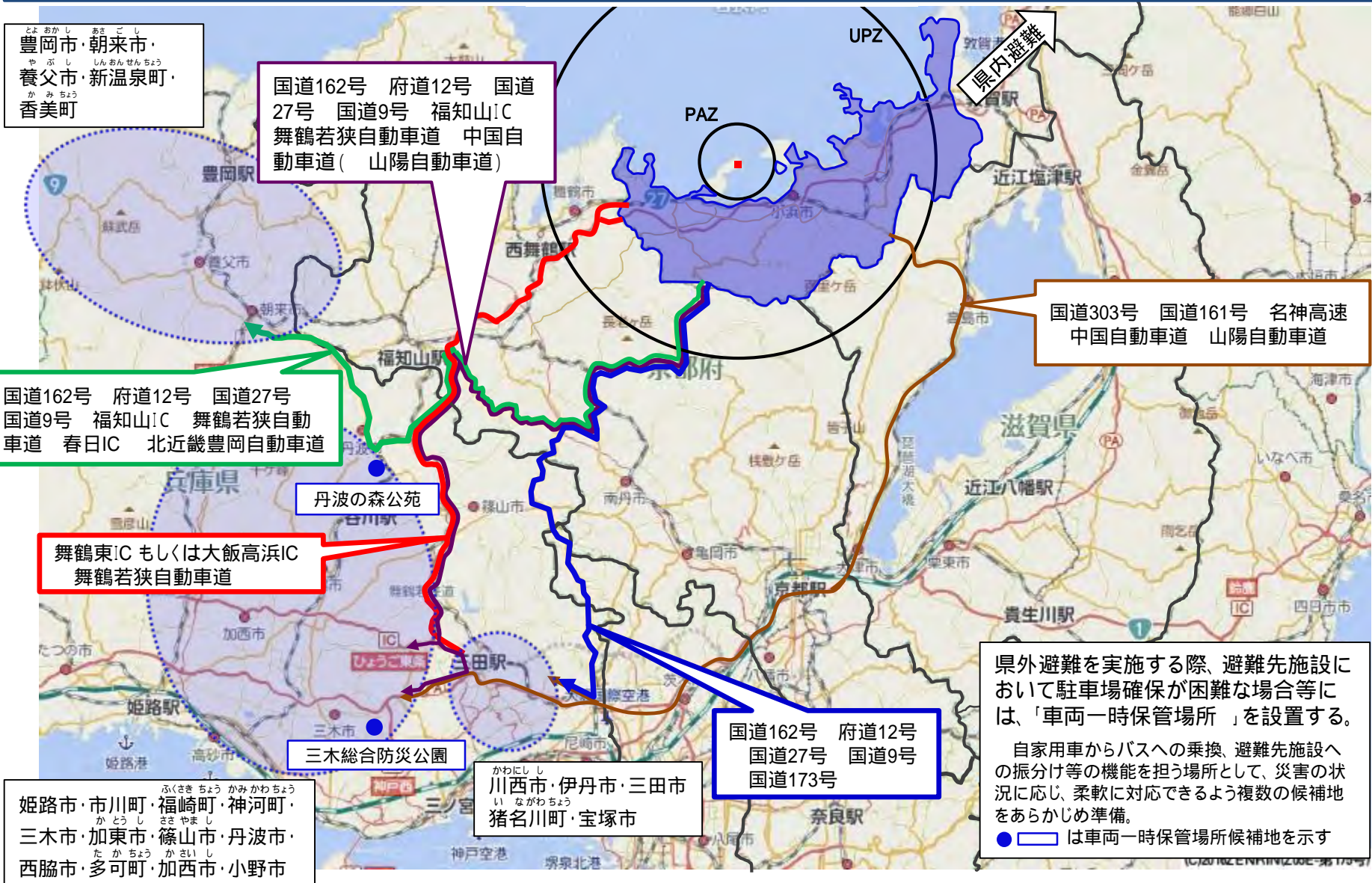


○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# UPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。





# 自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

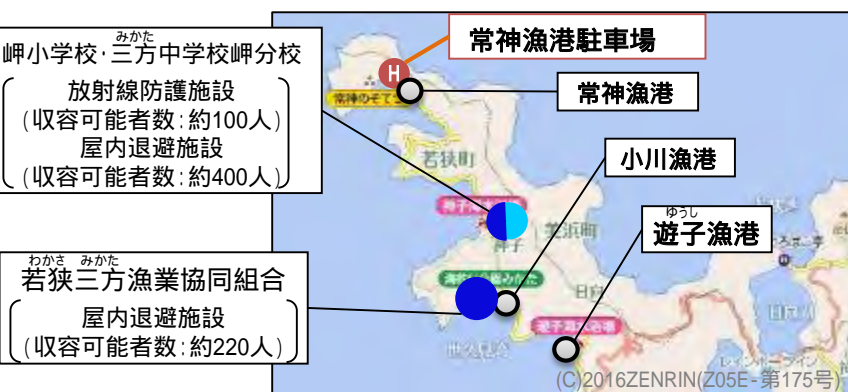
## <UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所>

半島部	該当地区名	整備場所
うちうら 内浦半島	高浜町内浦地区	旧音海小中学校グラウンド 内浦小中学校グラウンド 日引漁港
つねがみ 常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
敦賀半島	美浜町東地区	関西電力(株)県道沿用地駐車場

### <凡例>

- :放射線防護施設(収容可能者数)
- :放射線防護施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
- H:ヘリポート適地等
- :漁港

### 半島部(例) 若狭町常神半島



## <UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所
おおい町名田庄地区	横谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本	名田庄中学校グラウンド
小浜市口名田地区	西相生、奥田縄、須縄	口名田小学校グラウンド
〃 遠敷地区	上根来、下根来	遠敷小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド

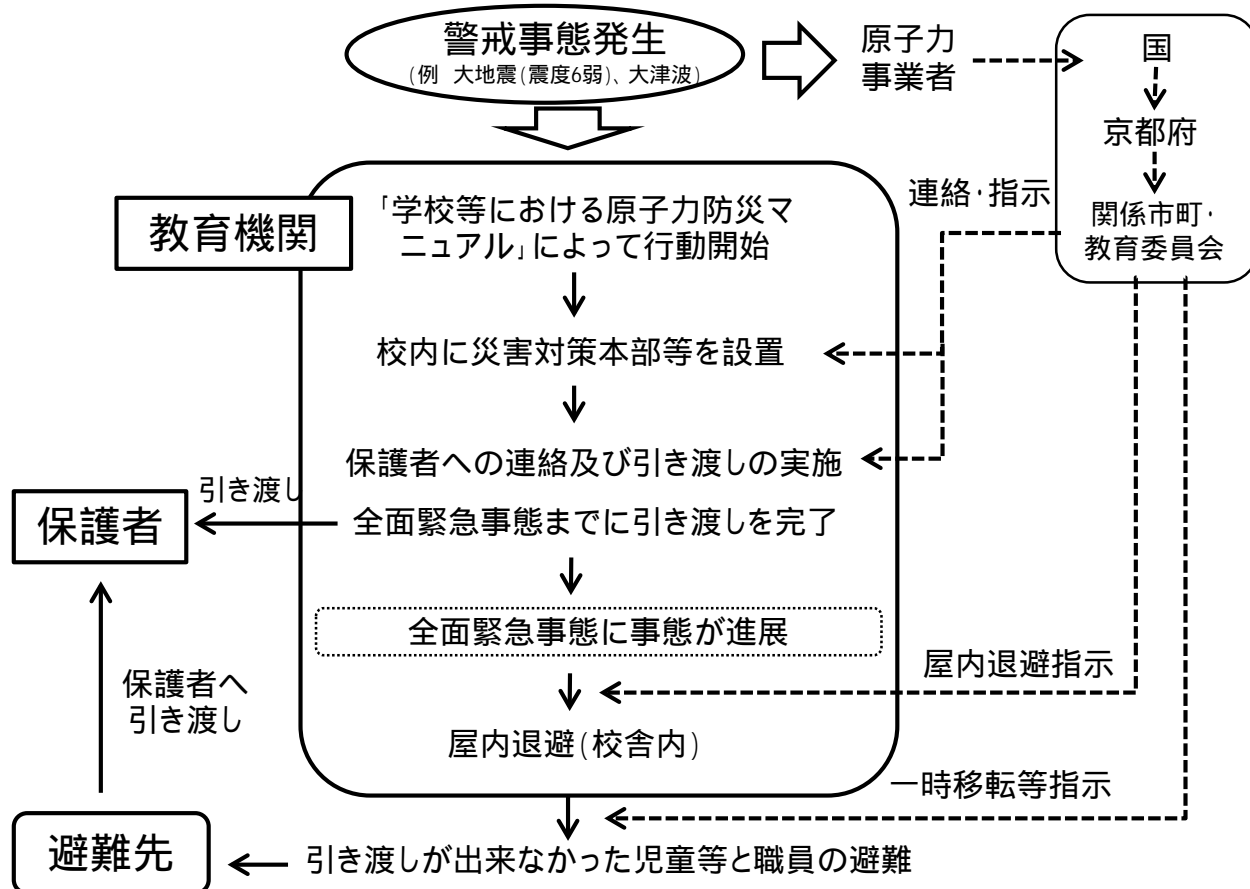
### 中山間地域(例) おおい町名田庄地区



利用する港については、被災状況等を考慮し選定

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 72

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ内の教育機関数

	教育機関数(機関)	児童・生徒数(人)
保育所・幼稚園等	32	2,795
小学校	16	4,257
中学校	8	2,402
高等学校	5	2,153
特別支援学校	3	161
その他学校	4	1,077
<b>合計</b>	<b>68</b>	<b>12,845</b>

平成28年5月1日時点

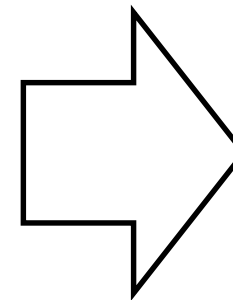
- 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(47施設2,260人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

## < UPZ内 >

施設区分		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		12	988
社会福祉施設	介護保険施設等	25	1,063
	障害福祉サービス事業所等	8	115
	児童養護施設等	2	94
	小計	35	1,272
合計		47	2,260

## < UPZ外 >

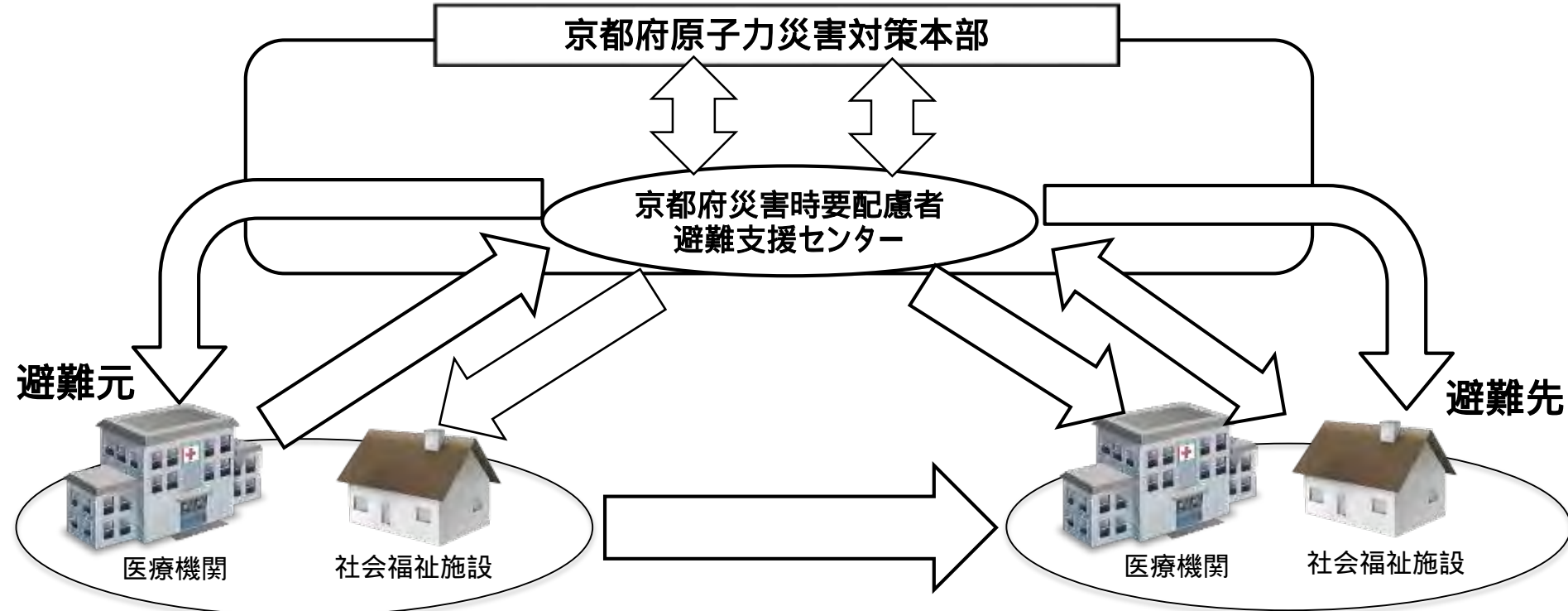
受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	約1,540
69	約1,490
8	約270
11	約160
88	約1,920
121	約3,460



受入先調整  
(京都府災害時  
要配慮者避難支  
援センター)

社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約112人については医療機関へ搬送  
平成28年6月1日現在  
京都市他府内市町に避難先を確保

○ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。



### 受入先確保のマッチングフロー

- ：災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ：避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ：センターによる受入れ先の状況確認及びマッチングの実施
- ：センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ：センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ：センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ：避難の実施

事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。京都市他府内市町に避難先を確保